

平成15年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日	平成15年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成15年3月10日 午前10時00分
	延 会	平成15年3月10日 午後 4時52分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	×	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	×	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	教委生涯 学習課長	松浦正之
助役	大沼隆		
収入役	黒田庄司	監査事務局長	阿野幸男
総務課長	田辺正保	農委事務局長	農政課長兼務
行財政課長	斉藤健一	教委体育 振興課長	澤向邦夫
まちづくり 推進課長	福田美樹夫		
税務課長	大野榮司	水道課長	山崎国雄
町民課長	古川福一	病院事務長	大野繁嗣
保健福祉課長	久保一將	特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔
環境政策課長	松澤武夫		
農政課長	西野清	デイサービス センター施設長	玉田勝幸
水産課長	小倉利一		
商工観光課長	高根行晴	病院事務次長	林讓治
建設課長	北村誠	環境政策 課長補佐	佐藤悟
監査委員	今村實		
教育長	富澤泰	環境対策係長	林充
教委管理課長	柿崎修一	保健福祉 課長補佐	大崎広也

1. 会議録署名議員

16番	音喜多政東	19番	佐齋周二
1番	稲井正義		

1. 会 期

3月6日から3月20日までの15日間
(休 会3月8日、9日、15日、16日の4日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

議 長 | ただいまより平成15年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、16番音喜多議員、19番佐齋議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、7日に引き続き一般質問を行います。

これより19番、佐齋議員の一般質問を行います。

19番、佐齋議員。

19 番 | 第1回定例会に当たりまして、さきに通告してありました3件についてお尋ねいたしますので、よろしくお答えをいただきたいと思っております。

まず1点目といたしまして、町内の若者雇用対策についてでございます。特に、今春卒業されます新規高卒者についてお尋ねしたいと思っております。

平成14年12月4日に厚岸町雇用対策連絡会議が設置されたわけでございますが、その後3カ月になりましたが、どのような対策をとっておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

2点目といたしまして、ドッグラン公園の設置についてでございます。

現在、町内では多数の家庭にて犬を飼っているわけでございますが、犬を思いっきり放して遊ばせる場所がなく、そういう犬におきまして町内でも1つくらいドッグラン公園があってもよいのではないかと。特に、現在白浜団地公園があいているわけでございますが、できればその公園をドッグラン公園に利用してはどうかということでございます。

3点目といたしまして、町内の公共工事の発注についてでございます。

町内の公共工事の発注について、特に建設主体の工事については分離発注した方がコスト面では安く上がるのではないかとと思っておりますが、それについてお答えをいただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

町長。

おはようございます。

19番、佐齋議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町内の若者の雇用対策についてのご質問にお答えをいたします。

平成14年12月4日に厚岸町雇用対策連絡会議を設置されたが、その後どのような対策をされているのかとお尋ねでございますが、昨年10月、道内の来春の高卒の就職内定率が最悪との新聞報道がなされ、早速町内の2つの高校にも就職内定状況を聞き取りしましたところ、10月22日現在、潮見高校22.2%、水産高校30.8%と相当低い状況でありました。このことから、町が中心となりまして、昨年12月4日、町内の商工会、漁組、農協、金融機関、建設業協会及び高校の参加をいただきまして、新規高等学校卒業者雇用対策懇談会を開催しまして、新規高卒者の就業について協力と支援をお願いいたしましたところであります。また、今後の雇用対策をさらに推進するため、懇談会に出席された各団体の賛同を得まして、厚岸町雇用対策連絡会議の設置を決めたところでございます。

その後、約3カ月たつわけではありますが、現在の取り組み状況としましては、2つの高校と就業に関しての情報交換を密にしながら、就職内定率のアップに向けて鋭意努力いたしているところでございますが、雇用情勢は2月末の釧路管内の有効求人倍率は0.39倍と前年度同月対比で上回っているものの、景気は先行きに対する不透明感が強く、依然として厳しい状況が続いております。

このことから、地元の高校2校の就職内定状況は、2月末現在、潮見高校につきましては就職希望者53人に対し就職内定者は34人の内定率64.2%であり、就職未決定者は19人となっている状況であります。一方、水産高校につきましては、就職希望者13人に対し就職内定者は12人の内定率92.3%であり、就職未決定者は1人となっております。

なお、この就職未決定者につきましては、3月1日に卒業を迎えたわけですが、今後も両校と連絡会議を通し就職情報を提供、さらに町といたしましてもハローワークとの連携を密にして求職者への雇用情報の提供の支援を行いまして、新規高卒者の就業に努力をしまいたいと考えております。

次に、2点目のドッグラン公園の設置についてでございますが、公園内で犬の引き

綱を外してペットの犬を自由に運動させることのできる広場をドッグランと言い、道内では現在千歳市と石狩市にそれぞれ公園内の一部にこのスペースを確保しているとのことでもあります。

ドッグランの設置については、いろいろ検討を要することが多いかと考えられます。特に公園を利用する一般の利用者すべてが犬好きであるとは考えられませんので、一般の利用者とペット同伴者のすみ分けが必要と思われます。さらには、ふん等の始末は必ず飼い主が始末する等のルールをつくり、これを守ることも必要になりますし、万が一事故があった場合の管理責任問題もあります。

参考までに、埼玉県の国営武蔵丘陵森林公園内に設置されておりますドッグランでは、利用規約等を設け、利用者から誓約書をいただいているとのことでもあります。規約の中身は省略させていただきますが、問題は公園内でのトラブル等については犬の飼い主が全責任を負うとのことが大前提となります。

白浜団地公園をドッグラン公園にしてはとのことではありますが、現在、白浜団地公園は外周にフェンスを設置しておりますが、人だけの利用を考えており、ドッグランとして使用するには再度フェンスを加工して、公園内からペットが飛び出さないようにする必要があります。また、犬のふん尿のためのドッグトイレや水飲み施設等も必要になると思いますが、今後、地域の方や関係者の意見を聞き検討させていただきたいと思います。

次に、3点目の町内の公共工事の発注についてであります。まず厚岸町が発注する公共工事につきましては、できるだけ受注機会が多くなるよう分割発注できるものはこれを行うことを基本としております。分割発注を行った方が経費が安くなるのではとのことではありますが、公共工事の経費の積算については、分割工事ごとに経費を計上する方法と1本の工事の経費を計上して積算を行い、それを分割発注する方法があります。しかし、分割工事ごとに経費を計上した場合、直接工事費が小さくなると経費率が高くなります。したがって、単純に分割発注すると経費が安くなることにはなりません。

分割発注の事例について申し上げますと、土木工事では一般的に工種よりの分割は道路工事の改良工事と舗装工事の分割発注、橋梁工事の上部工事と下部工事の分割発注によって行っております。建築工事では、ある程度大きな建築物であれば建築本体工事、電気工事、管設備工事に分割をして発注を行っております。さら

に建築物によっては、このほかに電気工事を弱電設備工事と強電設備工事に、管設備工事を給排水設備工事と換気冷暖房設備工事に分割して発注することもあります。場合によっては、これに外構工事等が分割して発注される場合もあります。

しかし、施設内容、事業費、工期、さらには施工性から分割することが難しい場合もありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

19番、佐齋議員。

1点目の就職についてでございますけれども、これは新規卒業者のこういう14年のやつを見ましたら、これを見ると、今の町長の答弁を聞きますと、かなりの数が就職がまた内定されて率が上がっているわけです。特に水産高校の場合、何か全員就職されたという話、私の友達がちょっと加工屋にいるものですから、それでもって就職、その若い人を使いたいということでお尋ねしたら、水産高校は全員もう決まりましたという話をされておりました、これは昨日です。潮見高校の場合はまだやっぱり、何か男の方より女の方が多みたいです。潮見高校は大体19人そのままみたいです。

それと、この雇用対策だけ見ますと、2番目に地元就職を図るための要望意見書とありますけれども、これはどういうふうな要望と意見書がこの中に出ていたのか、それも後でお聞かせいただきたいと思います。

それから、各新聞を見ますと、先ほど町長もおっしゃいましたように、これは釧路新聞ですか、0.39ですね。それから、現在の状況がいかに深刻か、中高年の再就職も大変だが、それ以上に新規高卒者の方がひどいというようなことが出ております。それで、釧路市はこの新規高卒者の未就職対策費として、新年度就労体験事業として1,071万円の予算を計上して対策を練っているということでございます。それで、厚岸町はそれに対してどのような対策を立てるのか。

それから、民間がこう冷えてきますと、民間あてにしてもなかなか大変だと。民間の場合、雇用より逆にリストラしているような状態になっています。そういう状態で、これは町みずからやっぱり積極的に若い人を採用するというような形をしていっていただきたいと思うわけでございます。そうしませんと、これも出ていますけれども、何より心配なのは10年後、20年後に町から若者がいなくなるということになりますと、町の衰退にもかかわるということも書いておられます。そういう

懸念もされるんじゃないかという考えがあります。

それと、私11年に町議になりまして、厚生文教委員会に入らせていただきまして道内視察に参加させていただいたわけです。その中で、今金町に行ってみいました。今金町の老人ホームですか、あそこは病院と併設されましてデイサービスから老人ホームから一緒になっております。それで管理は何か福祉協議会がやっているみたいですが、そこへ行きましたら、ジャージを着た高校生がたくさんいるんです。年寄りともうマンツーマンのにいるんです。だから、あのジャージ着た方は何ですかと聞いたら、いや高校生のボランティアの方だと、いやすごいですね。そうしましたら、その町では高校生が例えばそういう福祉の資格をとったら優先的に今金町では採用するんだというような話をされて、いや、すばらしいなと思って帰ってきました。やっぱりそういう町もあるわけです。

だから、そうすると親御さんもやっぱり子供の就職について、そういう資格をとれば町みずからそういうところで採用していただけるんだとなると、将来の展望が明るくなると思うんです。その辺も、やっぱり厚岸町もひとつお考えをいただきたいと思います。

それから、2つ目のドッグラン公園でございます。

私も、自分でインターネットを使ったことはないんですけども、これをちょっと調べてもらいましたら、さっき町長言われたように道内では石狩市の樽川公園がドッグラン、これは無料です。それと千歳のはやぶさ公園ワンワンふれあい広場、これは24時間無料で開放されております。あと、ほかにもたくさんあります。民間でやっているところは、かなりこれは年間費3万円だとかいろいろ取っております。

いろいろ聞きますと、特に今高齢者の方が、子供さんがやっぱり親から離れて我が子かわりに犬や何かを飼っている人が結構いるみたいなんです。そういう人たちは鎖でつないでいるんですけども、散歩くらいはさせるんですけども、なかなかストレスがたまって犬が病気になったり、そういううまくコミュニケーションが図れないと。だから、本当ならば思い切り放してやりたいんだけど今はもう放し飼いはできませんから、もしできればそういう施設が欲しいなということなんです。それでもって、まあまあ普通の公園であればやっぱり放し飼いはできません。特にあとさっき言ったふん尿や何かいろいろありますし、犬の嫌いな方もおりますから。

そういうことでもって、これを見ますと、かかる施設といいますとただ犬の水飲む場所と、それから犬ですから立ち木に小便かけますね、だから二、三本置いて、あと飼い主が放しているときにベンチで休む程度のそういう施設と。それから、あとは犬が飛び出さないような、確かにそれは設置しなければならないですけども、そういう程度のものです。それから、犬のふんについてはそれはやっぱり飼い主が責任持ってやると。それから、ほかのいろいろ聞きましたら、やっぱり事故があった場合、これは必ず自己責任ということでございます。それとあと、例えば犬の鑑札なんか受けていなければもう一切入園できないと、そういう取り決めはやっぱりきちっと何か決めているみたいですよ。

それでもって、時たま、私は白浜に住んでおりますけれども、白浜の団地公園はかなり広いです。あれを全部利用するといったら大変なものです。だから、実際みましたら半分くらい、フェンス分はどうかあれなんですけれども、若干の金網くらいでやればできるのではないかなという感じがしたものですから、その辺を再度お聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目の町内公共事業の発注でございます。

確かに言われるように、分離するとコスト面、小さくなりますから逆に高くなる可能性もあるかと思います。ただ、特に建築あたりの場合ですと建築の元請に全部発注されますね。それによって、木工事は建築屋さんやりますけれども、あと屋根やらいろいろな管工事、左官工事あります。そうした場合、きちっというんですか、ある程度の金額でもって下請に出してくれればいいんですけども、漏れ聞きますと、かなりの頭はねというんですか、そういう形がされているということで、そうした場合、業者に聞きますと、その元請に出す金額でもって町に受ければその分安くなる、大体今2割くらい下げられた場合、その分が町が安くなると。それと、その支払いの面でもって、町は手形ではありませんから、必ず工事が終われば現金で払います。ところがやっぱりその業者によって手形決済があるということがあります。それが直接であれば、直接町から現金をいただくという、そういうふうなことも出てきますから、その辺を再度お考えをいただきたいと思います。

よろしく、2回目伺います。

商工観光課長。

まず、就業者の対策の予算の関係ですけれども、実は平成15年度の方の予算には

設けておりません。町の方では今の時点では設けておりません。予算化しておりません。それで、その中ではあくまでも厚岸はその雇用対策連絡会議を設けまして、そうしまして何とか関係者に若者に対しての就業に対して要望をしていきたいと思っています。

それで、効果ですけれども、実は11月20日時点での両校の地元の厚岸町の内定状況ですけれども、潮見高校は実は5人です。水産高校につきましては6人でありました。その後、12月4日に新規高卒者の就業対策としまして雇用対策連絡会議を設けまして、メンバーであります地元のその企業へ就業のお願いをしました。この結果、3月1日が卒業式でしたから、2月28日では地元企業への内定状況につきましては、潮見高校が14人となっております。あと約3カ月たったわけでありましてけれども9人くらいふえております。水産高校につきましては6人と変わっておりません。これにつきましては、11月20日時点で相当数の率が高く、ほぼ84.6%の方が決まっております、その時点では未決定者は2人ございました。先ほど、佐齋議員も申しあげましたように、実は水産高校につきましては1人が未決定者だったんですけれども、その男子生徒ですけれども、ワークシェアリングで1名の方が林務署に1次試験が合格ということで、私が聞いていた時点では2次試験に向けて今行っているという、そういう最中ございました。

あと、ボランティアの関係ですけれども、実は学校側の取り組みとしましては、14年度から教育活動の一環としましてインターシップ、いわゆる企業体験実習を行いまして、それで町内の企業13社に協力をいただきまして、1月15日から16日、昨年ですけれども、1年生、2年生を対象に43名の方が企業に行きまして仕事の厳しさや礼儀の大切、そういう部分を学ぶべく就職に向けて努力しております。

なお、水産高校につきましては、平成14年度はやっておりません、15年度から取り組む予定という、そういうことを聞いております。

あと、最初にあった要望意見書ですけれども、実はちょっと私、大変勉強不足で申しわけないんですけれども、承知しておりません。

議 長

総務課長。

総務課長

雇用対策の関係につきまして、町、役場みずから若い人を採用してはどうかというようなご意見でございますけれども、それに対してお答え申し上げたいと思います。

町につきましても、当然必要とする職員の採用は行うわけでございますけれども、ご案内のとおり正規の職員につきましましては管内の町村会で行う試験がございまして、一定の基準を満たしているということが、その採用に当たっての前提になるわけでございまして、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

建設課長。

2点目の白浜の団地公園の利用という形の中で、ドッグラン公園の関係でございます。

若狭町長答弁したとおりでございますし、また議員言われたとおりドッグランというのがそういう自分のペットを放してやっぱり健康に、さらには後段で言われたとおり、高齢者を含めて今はアニマルセラピーというような形でその年寄りの方の逆に健康のためにもという形でも言われてきております。しかし、公園そのものが開発行為の中でできました都市公園、児童公園という形で位置づけされております。先ほど言いましたように、それを改築したり利用するというためには、その利用者とのすみ分けだとかいろいろな形がかかってきたりします。そういうことを含めて、十分今後検討していかなければならない問題と、その場所がいいのか、いろいろなことも含めてやっぱり今後の検討という形でまずご理解をいただきたいと。やはりあそこの中を整備すると、今相当の事業費がかかりますから、そうすると町の今の財政状況を考えたら、それが今必要なのかという形も含めて検討しなければならないというふうになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

次が、公共工事の発注関係で特にとという形で建築工事の関係でご指摘がありましたけれども、当然建築工事の中でいろいろな工種、これは建設業法の許可をもっていろいろたくさん分かれていますけれども、本体工事と施工をあわせてやっていかなきゃならないという形で施工管理の問題、請負工事というのはやっぱり金額によっては主任技術者とかいろいろなものがいなきゃいけないという形の中では、やはり施工性と資格の問題からいって何でもかんでも分割するのはまた難しいという形になろうかと思えます。

今言われたように、例えば屋根であるとか、左官であるとか、内装工だとか、建築というのは非常に分かれています。それぞれのものを大工さんが全部できるわけではございませんので、ある面では下請になると。その下請の中で手形決済であったり現金決済であったりいろいろありますけれども、それらについては当然元請さ

議長
建設課長

んと下請の関係できちっと契約に基づいて今後やりなさいと、書面で交わしなさいという形でだんだん公共工事の発注のあり方、下請のあり方もそういうふうになってきておりますので、そういう面では今後もそういう指導をしていきたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議 長

町長。

町 長

私からは、地元就職を図るための要望意見等何があったのかということについて答弁させていただきたいと存じます。

実は、学校側から、今、課長からお話ございましたとおり、企業体験実習を行いたいのので企業側での協力の要請がございました。さらにまた、企業側の方からは、せっかく就職させても定着率が悪いと、わずか3カ月程度でやめる人が多いと、これではなかなか採用するというわけにいかないという厳しいお話もございました。さらにはまた、水産加工等における労務者の関係なんです、割合と本人がその気になれば働く場所があるんだと、しかしながら、そういう場所は望まないんだという企業側からの話もあったわけございまして、初めての懇談会でありましたけれども、学校側、さらにはまた企業側からも積極的な意見があったと、私はそのように聴講いたしております。

議 長

19番、佐齋議員。

19 番

この就業については相手のあることです、確かに今の若い人は、私も若干前にも若い人を使ったことがあるんですけども、やっぱりなかなかその仕事になじめなくて定着しないということがあります。使う方にしてみれば、当てにできないというんですか、子供さん自体もそういうふうな傾向あります。だから、使う方にしても本当に大変で、これも新聞をちょっと見ましたら、阿寒町のニュー阿寒ホテルあたりでも、せっかく採用してもなじめなくてやめていく人が多いんだということも書いてあります。

それと、さっき総務課長が言われたように、役場の職員の場合いろいろとその資格が、それはわかっています。だから、私が言うのは、さっき今金の話をしましたように、そういう資格をとればある程度地元優先的にそういう人たちを採用してあげるよとなれば、やっぱり親御さんも子供の将来も展望が開けると思うんです。だから、その辺をもう少し積極的に町として。

それと、私前にもこれちょっと質問したんですけども、町民の中で大変もう言

いづらい、担当者の課長の方の該当いると思うんですけれども、役場の職員の共稼ぎの問題が出てくるんです。前にも申し上げましたけれども平の職員、みんながということでないですけれども、せめて例えば管理職になった場合、やっぱりある程度お話をされて、いろいろ法律ありますからどうのこうのできないですけれども、やっぱりお話しされて、ある程度課長クラスになるとそれだけの所得があるわけですから、国自体も今いろいろなさっきも出ていましたけれどもワークシェアリングということで仕事を与えてやるようなことをやっております。だから、やっぱりそうなれば、身を引いていただくということはあれだし、今、町の場合は逆に若い人が臨時でもって登録させておいてという形ですから、それがもしできるのであれば、前に標津の例も出しましたけれども、そういう形でもってある程度やっぱり若い人に譲るといようなことができないのかという声が結構町民から出ているわけです。これは町長の判断でございますけれども、その辺もお考えをいただければなと思うわけでございます。

それから、ドッグランですけれども、帯広からこちらの方にはそういうあれはなんです。確かにいろいろな面でお金かかりますけれども。これは犬を飼っている方、これを見ましたら、いつもリードにつながれてへこへこ歩く犬の姿が忍びないということでもって、初めてドッグラン公園に連れていったと。そのときには結局ノミ、ダニよけのハーブスプレーをちゃんとかけて、人に迷惑をかけないようにして連れていったと。それで、初めに放した犬がくるっと振り向いて、飼い主に本当に走っていいのかというような顔をして目をぎらぎらさせて飼い主を振り向いたと。それで、飼い主がいいよと言ったら、もう犬が物すごく喜んで駆け回っていたと。

それと、やっぱり犬の嫌いな方もいますし、また知らない方はこう見ますと、犬がふざけているのをいかにもけんかしているような感じなんですけれども、実際犬というのはすごく対応性があるらしいんです。だから、最初はやっぱりいがみ合いとかあるらしいんですけれども、すぐなれて、それで大きいのが逆に小さい犬をいじめないで、何ていうんですかかぼうという習性があるらしいんです。そういうことも書いてありますので。それと、コスト面もいろいろかかります。ぜひとも、何でかんでつくれということではないですけれども、もしできるのであれば、予算の関係もありますから簡単なもので結構なんですけれども、できれば再度それを検討していただきたいということでございます。

それから、町内の公共事業でございます。確かに課長の言われたとおりだと思います。ただ、私の聞いている中では、別にこれははじめということではないんでしょうけれども、元請さんがかなりやっぱり厳しくなると、元請自体も大変なんです。そうすると、そのしわ寄せはどこへいくかという下請に行っちゃうんです。せっかく例えば工事の最初に決めてあっても、払うときに手形切るときにまた半端を切ってみたり、そういうふうなことがあるみたいなんです。だから、なるべくもうきつく発注者の方はその点でもって指導していただきたいということがあるものから、そういうことでひとつよろしくお考えをいただきたいと思います。

以上です。

議 長
町 長

町長。

3点の再々質問がございましたので、私からお答えをさせていただきたいと存じます。

まず1点目の雇用の問題でございますが、私も議会の関連する質問においてはお答えしておりますが、やはり将来ある若い人材の就職の場を確保することは厚岸町の発展に不可欠であります。私は地域の活性化にも大きく寄与するものと考えておるわけでございます。しかしながら、就業を促進する方策等につきましては、厚岸町はもちろんでありますが、企業団体等と相互連携による町挙げてその対応と推進に取り組んでいかなければならない、そのようにも考えておりますので、若い者が厚岸町に残るように町としても今後とも最善を尽くしてまいりたい、かように考えております。

さらにまた、役場内の共稼ぎの件であります。町長という話がありましたが、これは法等の規制がございまして、やはり共稼ぎについても私は町長としても、私は優秀な人材を望むということで考えておりますので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

さらにはまた、ドッグランの公園の問題ですが、お話伺いましたとおり検討させていただきたいというふうに考えております。

3つ目の分割発注であります。やはりそれぞれの物件によって発注できるもの、できないものがあるかと思っております。しかしながら、今日の財政厳しい折でございます。より安く、より効果のある方法を考えていかなければならないということでございますので、法に基づいて公平に公正に入札できるような中で分離発注をさせ

ていただきたいと、かように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上で佐齋議員の一般質問を終わります。

次に、11番、谷口議員の一般質問を行います。

11番、谷口議員。

私は、本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3点について町長並びに教育長に質問をいたします。

まず第1点目は、家畜排せつ物の処理と利用についてであります。年々酪農家の規模が大規模化進む中で、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の本格施行が目前に迫ってきております。しかしながら、これをクリアできる施設未整備の農家がまだ相当あると聞いておりますが、どのようになっているのか、また堆肥としての利用状況についても説明をお願いいたします。

また、今後これら未整備農家の対策がどのように進められていくのか、この対策を進める中での補助事業あるいは融資制度等について説明をお願いいたします。

第2点目は、矢白別演習場内の砂防ダムと米海兵隊の実弾砲撃訓練等についてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、一昨日の北海道新聞の報道によりますと、札幌防衛施設局が矢白別演習場内の砂防ダムの建設を中断、検討の報道がなされております。

さらには、昨日付の新聞では、それぞれの関係者の見解が釧根版に掲載されておりました。しかし、このことにつきましては多くの方々が注目しておりますので、通告に従って質問してまいりたいと考えております。

この砂防ダムは、米海兵隊の矢白別演習場での砲撃訓練の受け入れ条件の中に、汚濁対策として環境調査等砂防ダムの要請が入っているわけではありますが、平成10年度より調査を行っており、この調査がどのように生かされてきているのか、また問題がなかったか、これについてご説明をお願いいたします。

さきに報道されておりますように、別寒辺牛川水系の調査を行った道立水産ふ化場の川村主任研究員のイトウの稚魚の捕獲が確認されており、準絶滅危惧種のシベリアヤツメ、トミヨ、エゾトミヨなど、さらにはカワシンシュガイの生息が確認されております。町が行った調査の内容はどのようなものであったのか、詳しく説明をお願いいたします。

この調査結果から、砂防ダム建設に向かわざるを得なかったのか、それについて

も説明をお願いいたします。

これらの保護とダム建設による影響が懸念されております。漁業者も厚岸湖への影響について関心を持っており、フッポーシ川、西フッポーシ川の工事の凍結の問題、トライベツ川の調査について、今後の対応について説明をお願いいたします。

さらに、さきにも述べましたが、新聞報道についてどのような経過があったのか、今後の取り進め方についても説明をお願いいたします。

次は、米海兵隊の砲撃訓練であります。本年も9月に訓練が行われることが新聞報道でありました。そこで、矢臼別演習場で行われている訓練内容について町がどのように把握されているか、お伺いをいたします。

さらに、最近矢臼別演習場の各ゲート付近に監視用のカメラの設置工事が行われていることがわかりましたが、このカメラは何を監視するために設置されようとしているのか、このことについても町としての実態把握等についてお答えをお願いいたします。

3点目は、学校給食による食中毒についてであります。

通告では1月23日としておりましたが、24日の発生でありますので訂正をいたします。

今回の食中毒については、さきに教育長の報告がありましたので、それに基づいて対応されていると思いますが、これらについて特に給食センター等の対応がどのように行われたのか、改善策について説明をお願いいたします。

最後に、この食中毒の発生の際、町立病院の対応についてさまざまな問題点がしておりますが、緊急時の対応について町立病院として、あるいは厚岸町としてどのようなマニュアルがつけられていたのか、もし、それがあつたとすればその手順に沿って流れてきたのか、説明をお願いいたします。

さらに、今後の対応についても説明をお願いいたしまして、私の第1回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

11番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の家畜排せつ物の処理と利用についてであります。畜産経営における急激な大規模化の進行や高齢化に伴う省力化等を背景として、家畜排せつ物が肥料資源として全量を利用することが困難になりつつある一方、資源循環型社会への

移行が求められている時代において、家畜排せつ物を適切な管理と確保で土づくりの資源として有効活用することと、環境への影響を軽減させる背景から、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が平成11年7月に制定をされました。しかし、施設整備は多額の投資金額と時間を要するため、法の本格的施行は平成16年11月1日として5年間の経過期間が設けられております。

町内においては、法の制定に先駆けて、飲料水源の汚染が顕在化するのと漁場環境への影響が心配されたことから、平成9年度の畜産クリーンアップ促進事業やその後の畜産環境整備リース事業等により管理施設の整備が進められてきました。

町内の整備状況であります。小規模農家を除く法の適正農家127戸に対して、平成14年度末には87戸が堆肥舎、貯留槽、スラリーストア等を整備したこととなり、整備率は68.5%となります。

堆肥の利用状況については、牧草収穫前後の施肥と草地更新時の堆肥投入等により善良な農地に還元されている状況にあります。

次に、未整備農家の今後の対策についてであります。平成16年度までに畜産環境整備事業、畜産基盤再編総合整備事業等により20戸が施設整備を希望しておりますので、全戸が実施できたとすると整備率は84.3%となる見込みであります。残り20戸の整備計画は具体化しておりませんが、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金等による施設整備が防水シート等による簡易施設の整備が図られるものと考えております。施設整備を希望する農家が、有利な制度で実施できて整備率が確保できるよう関係機関への働きかけを今後も強めたいと考えます。

また、整備済みの施設機能を確保するための補完対策として、簡易施設の普及等についても関係機関と検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の陸上自衛隊矢白別演習場における砂防ダムの整備は、在沖縄米海兵隊による実弾砲撃訓練実施を容認するに当たり、地元自治体として厚岸町が国に対し、地域振興策の1つとして厚岸湖等の漁業資源確保のため要望したものであります。これは、同演習場内の着弾地や野営訓練場所の荒廃が進んでおり、これら土砂が大雨等により河川に流入し、環境悪化につながることを危惧し、ひいてはこの河川下流域にある厚岸湖湾の漁場環境を保全するためにも、河川環境保全調査の実施と砂防ダムの整備を要請したものであります。

次に、環境調査はどのようにして行われたかとの質問であります。平成10年度

に行った別寒辺牛川土砂流出防止対策全体計画調査や次年度以降は砂防ダム施設調査設計を実施する過程で、ダム位置周辺の自然環境調査を実施、調査項目としては魚介類、鳥類、昆虫、植物等であり、ダム位置周辺の自然環境を明らかにし、ダム工事が自然環境保全に配慮すべき事項の抽出とその対応をまとめたものであります。

次に、絶滅危惧種の保護やダム建設による影響と今後の対応についてであります。イトウに関する自然保護団体の方々や厚岸漁業協同組合からも、河川や漁場への影響を危惧し、さらなる環境調査の実施等の要請があり、厚岸町としてもこれら対応を札幌防衛施設局と協議しておりましたが、平成14年度補正予算において別寒辺牛川水系河川調査委託料を計上させていただきましたし、新年度予算においても調査委託料を計上しております。

平成14年度予算では、イトウの遡上時期に合わせてトライベツ川に整備された砂防ダムの魚道機能調査、水質調査のほか、3河川においてイトウ産卵床調査等を行う予定をしており、平成15年度予算では、平成14年度予算で計上している項目で引き続き検証する必要がある項目について継続して実施していく所存であります。

今後、当町としては魚道の機能や砂防ダム施工予定の河川におけるイトウの遡上状況等についての補完的調査を行うとともに、魚道等について有識者のご意見をいただくための検討委員会を札幌防衛施設局とともに設置することを予定しているところであり、既に発注しておりますフッポーシ川砂防ダムについても、これらの結果を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、米海兵隊の砲撃訓練の内容をどのように把握しているのかとの質問であります。訓練の把握につきましては、まず訓練実施の前年度において沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施にかかわるスケジュールが公表になり、訓練が行われる演習場とおおむねの時期が知らされ、その後、訓練実施年度に入りましてから具体的な訓練日程や部隊規模等の情報が通知されております。さらには、訓練開始の数日前に演習場において、地元自治体を対象として米海兵隊の指揮官等から訓練内容についての概要説明がされ、また公開射撃訓練も行われております。

ちなみに、昨年矢白別演習場で行われた米海兵隊の実弾射撃訓練は、9月16日から27日までの間で10日間の訓練が行われたところであり、前年度の平成13年12月26日のスケジュール公表で、矢白別演習場での訓練実施の方針が示され、平成14年7月26日に具体的な訓練日程が通知されております。また、演習場での概要説

明は、訓練期間、訓練開始4日前の9月12日に行われており、このような状況の中で訓練内容の把握を行っております。

平成15年度の米海兵隊実弾射撃訓練につきましては、既に新聞やテレビで報道されておりますとおり、本年の1月15日にスケジュール公表がされ、矢臼別演習場では9月に実弾射撃訓練が行われることになっております。この訓練の具体的な日程や部隊規模等につきましては、今後の日米間の調整によって決まるとのことで、町においてはまだ把握できない状況にありますので、ご理解を願います。

次に、演習場入り口に監視用のカメラが設置されるが、目的は何なのかとの質問であります。このカメラの設置に関しましては町への事前協議はありませんでしたが、問い合わせに対する帯広防衛施設支局からの回答では、平成14年3月15日から平成15年7月31日までの工期で、演習場内への進入ゲート付近に射撃情報掲示板や警告等とあわせてカメラを設置するよう工事が進められており、厚岸町内ではドライブゲートと国道272号線沿い国境4差路ゲートの2カ所に設けられるとのこととあります。

また、カメラの設置目的につきましては、一般の方が誤って演習場内に立ち入らないよう、さらには訓練中の隊員が誤って場外に出ることのないように、さらなる安全確保を図るため整備するとのこととあります。

次に、3点目の学校給食による食中毒についてであります。緊急時の対応についてのマニュアルがつけられていたかという点であります。現在、町立厚岸病院の緊急時におけるマニュアルは消防計画があります。この消防計画は従来より整備しておりますが、さきの釧路沖地震の際に大規模な災害が発生した場合に備え、一部マニュアルを追加したものであります。1月24日に発生した集団食中毒により多数来院された患者の皆さんに対しては、初動態勢などについて不備な内容のものであります。

具体的に対応がおくれた要因としては、災害に対する横の連絡体制の不備、また指揮命令系統などの混乱が多々あったと認識しており、病院に対するいろいろなご批判、ご意見をいただいた中で、特に受け付け体制や看護体制など治療待ちの患者の皆さんやそのご家族に対して情報提供がなされていなかった点、また、家庭での注意事項の周知の仕方、感染可能性がある汚物に対する処理方法などマニュアルに含まれておらず、結果として対策が後手に回ったことは否めません。来院されまし

議 長
教 育 長

た患者の皆さんやそのご家族に対しご迷惑をおかけしたことは大変遺憾であり、深く反省しているところであります。

いずれにいたしましても、今後このような事態に即応できる体制、そのための具体的なマニュアルの内容について詰めを急いでおり、外来患者が多数来院された場合の対応策マニュアルを作成をしているところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

なお、その他の食中毒に関しての問題については、教育長から答弁があります。
教育長。

私の方からは、3点目の学校給食による食中毒についてのご質問の第1点目についてご答弁申し上げます。

まず、1月23日に発生した食中毒についての対応であります。先般の教育行政報告の中でも述べておりますけれども、私ども教育委員会への第一報が1月24日の6時42分ごろ入りまして、午後7時過ぎには私ども教育委員会関係者と町内校長会役員が病院に駆けつけ、既に治療を受けて帰宅した児童・生徒の様子や所属の学校の確認など、情報収集に当たったところであります。

しかし、時間が経過するほどに児童・生徒の保護者から、嘔吐、腹痛の症状が出ており診察を受けたい旨の連絡や来院が多くなったことから、しかも、全町的に広がりを見せてきたことから、校長会、役員とも協議して、9時過ぎにすべての小・中学校に対し学校連絡網を使いまして、嘔吐、腹痛等の症状にある児童・生徒はすぐに町立厚岸病院で受診するようにとの指示を出したわけであります。

患者が次々と駆けつけてきた午後10時過ぎに釧路保健所の担当者が到着し、給食センター栄養士や学校長から聞き取りを受けましたが、思い当たる原因が全くわからないということで、食中毒あるいは感染症、さらには人為的によるものなのか、これらを視野に入れて対応することとなりました。

また、保健所担当者から次のような指示がありましたので、これらの対応準備にかかったところであります。まず、給食センターに対しましては、第1点として給食センターは当分自主休業とすること、2点目として保存食の提出とメニュー、献立表の提出、3点目としてセンター施設内のふき取り検査の実施、4点目として給食従事者の健康状態と検便検査、5点目として給食従事者全員からの聞き取り調査、6点目として施設内の立入禁止等ございました。

次に、学校への指示でございますが、1点目として原因究明に向けて児童・生徒からの聞き取り調査の実施、2点目として各学校ごとの児童・生徒のリスト作成の依頼、3点目として各学校と保護者の家庭に対する二次感染防止の徹底でありました。

教育委員会といたしましても、このように100名以上にも患者が達したこと、そして全町の学校に及んでいたこと、原因が不明であり、被害拡大も心配されたことから、同日午後11時30分、町長を本部長として各関係各課で構成する児童・生徒嘔吐腹痛対策本部を設置して、患者の受け付けや保護者への対応、情報収集と提供、二次感染防止の対策に当たったところであります。

一方、午後11時過ぎに、保健福祉総合センター会議室におきまして第1回目の臨時校長会を開催して、当面する対応について指示を行いました。1点目として、学校単位で保護者に対して事故の状況等について説明会を、次の日、25日と26日にかけて行うよう決定をいたしました。しかし、これは最終的には対策本部の判断で、町幹部が直接出向いて各学校長、教頭とともに対応することとなりました。

2点目として、児童・生徒の症状確認と原因究明のための協力についての指示でございますけれども、1点目として出席状況等のリスト作成と症状の確認、2点目として前1週間の学校行事の内容把握、3点目として次の週の月曜日、27日は全学校午前授業とするというものであります。

次に、当面する学校給食につきましては、当分の間休止することとして、その間の代替についての対応は様子を見きわめて、授業時間の短縮等を含めて、各学校において対応が異なることも可能であるということといたしました。これらは欠席者の数や高等学校の受験等の対応のことも考慮したものであります。そして、次に4点目として、当面の学校行事についての協議も行っております。

これ以降、臨時校長会議は状況に応じまして、1月25日、27日、31日、2月5日、2月18日、そして3月4日の合わせて7回開催いたしまして、授業再開に向けて取り組んだところでございます。

次に、保護者初め町民に対する情報提供に関する対応でございますけれども、防災行政無線による広報では、発生の翌日1月25日の朝と夕方に事故の状況と二次感染について、また、検体検査の過程でSRSV、小型球形ウイルスが発見されました27日には2回、原因が特定された2月3日には3回の合計7回対策本部から流し

ております。チラシや広報紙によりまして4種類、4回発行いたしました。

児童・生徒の父母保護者説明会を事故発生直後の1月26、27日に、全学校を対象に10カ所で開催し、約400名の参加をいただき、事故対応についてのおしかりや多くの貴重なご意見や要望をいただいております。中でも、学校給食に対する安全性と信頼の回復、給食代替措置としての仕出し弁当の提供についての不安、児童に対する心のケアのことも出されておりました。対策本部では、説明会終了後、直ちに総括会議を開きまして、これらの対応を協議したところでございます。

また、保護者からも再度説明会開催の要望がございましたので、2月7日から3日間の日程で保護者説明会を今回は9カ所で開催し、食中毒の発生の原因、学校給食再開に当たっての安全性や改善点、治療費等の賠償方法につきましての説明を助役と私で行って、ご理解をいただいたところでございます。

仕出し弁当による代替給食の対応でございますが、児童・生徒にとって3学期は大切な時期でもありましたので、児童・生徒の様子を観察しながら、授業再開のため1月28日からの実施に踏み切りました。1月28日は悪天候のため臨時休校となりましたので、29日から2月7日までの8日間、1万1,060食を釧路の業者2社に発注し、配食いたしましたけれども、事故直後でもありましたし、業者にはメニューの選定に当たって細心の注意を払うようお願いをしたところでございます。安全第一に置き、冷たい弁当で、しかも温食がなかったことから、児童・生徒の皆さんには大変申しわけなかったと思っております。その後の10日から14日までは、給食センターの炊飯給食で、ハヤシライス等で対応をさせていただきました。

次に、原因究明に向けての対応であります。児童・生徒の皆さんには、いまだ症状が続いて大変つらい状態であったにもかかわらず、聞き取り調査に全面的にご協力いただきました。大変感謝しております。また、学校の管理職、教職員の方々にも発症して体調が悪い中を、25日、26日の両日を中心に調査に当たっていただきました。こうした皆様方の協力、素早い対応が、結果的には2月3日、保健所においての原因特定につながったものと考えております。

なお、本食中毒の終息につきましては、新規患者の来院がなくなった2月3日としております。また、同対策本部は2月10日をもって解散いたしましたけれども、入院や通院をされた児童・生徒の皆さんも回復し、元気にいつもの登校風景に戻りましたことを大変うれしく思っているところでございます。

次に、後段の給食センターなどがとった改善策についてのご質問でございますが、このことにつきましては原因究明後の2月7日から9日にかけて、町内9カ所で開催した保護者説明会の際に説明をしたところでございます。何といたっても、児童・生徒保護者の皆さんが一番心配しているのは、学校給食再開に向けてのセンターへの信頼回復と安全性の問題であります。また、今回の発生原因となったセンター以外で調理あるいは製品として購入している外部委託品や外注品の安全性の問題でございます。

まず、センター調理場の総点検と改善につきましては、1月25日、釧路保健所の立入検査が入りまして、改善方指摘を受けております。そこで、センターの休業期間を利用いたしまして調理場内の設備類を移動し、清掃の上、消毒殺菌を行っております。また、内壁はペンキ塗装で処理し、配管パイプの保温筒をすべて新しいものに取りかえたほか、調理器具、食器類などはすべて洗浄の上、消毒殺菌処理いたしております。冷蔵庫、各貯蔵庫もすべて清掃し、消毒殺菌済みであります。

また、1月26日の父母説明会で異臭がすると指摘のありました鉄木というはしでございませけれども、新品ということもあって、改めて2回お湯を通して消毒保管庫に入れております。

施設設備も年数を経過して古くなっておりますけれども、日々の洗浄や消毒作業を徹底すべく、平成13年、町給食センターが作成しました学校給食における洗浄、消毒作業の手引を順守し、衛生管理に万全を期してまいります。新年度においては、食器洗浄機の更新費用を計上させていただいております。

また、調理員の衛生管理面におきましては、同じく平成13年度に給食センターが作成しました安全衛生上の業務取り扱い事項に従いまして、改めて指導を徹底いたしました。特に、S R S Vも念頭に置いた用便後の十分な手洗い、従事者の健康管理などにより、調理場にウイルスや菌を持ち込まないという基本原則にのっとりまして業務に当たっております。

こうした食中毒予防に関しては、まずS R S Vや腸管出血性大腸菌などの特性をよく知り、意識的に衛生管理を行って、そして、その意味を認識することが極めて重要であるということから、2月4日には釧路保健所の担当者を講師に、給食業務の衛生管理についてセンター職員全員対象にして研修会を実施したところであります。このような研修会を毎年度3回実施する計画であります。

次に、学校給食パンと米飯についてでございますが、当町の指定工場につきましては2月5日辞退されましたので、釧路の指定工場2社と協議し、諸条件や実績の検討、給食センター職員による工場視察調査を行った結果、従業員の衛生管理意識等を評価し、釧路市鳥取にあります釧路学校給食パン工業組合を2月17日に選定したところであります。

次に、食材納入業者に対する衛生管理面の指導についてであります。センター給食の開始に向けて、2月7日に町内業者9社に対して直接文書をもって、また、町外業者8社には給食用納入物資の取り扱い等について5項目から8項目にわたる衛生管理の徹底指導をお願いしたところであります。また、2月17日に町内業者4社に対して食品衛生管理表の提出を求めておまして、その結果に基づいて保健所とも協議の上指導してまいりたいと考えております。

さらには、2月7日付で学校給食における衛生管理の徹底及び食中毒の防止について、北海道教育長名で通知が出てきております。センター側の委託に当たっての留意する事項のほか、委託業者に対する指導事項といたしまして、1点目として、調理従事者の十分な手洗いの励行など5項目、2点目として、食品の取り扱いで使い捨て手袋等の使用など2項目の指導があります。これを受けて、2月25日には釧路教育局、釧路保健所主催の学校給食における食中毒予防講習会にも町内外の業者の方々にも受講いただきまして、このたびの事件を教訓とした食中毒の未然防止に向け、改善等を含め衛生管理を徹底するよう求められているところでございます。

教育委員会といたしましては、緊急時の連絡体制等のマニュアル整備について検討するとともに、保健所からの指導を受けながら、あるいは北海道教育庁関係通知を念頭に入れ、関係職員一丸となって取り組んでまいります。かかる事態を再び起こすことのないよう、衛生的、栄養的にも十分配慮された安全でおいしい給食を提供する基本に立ちまして、学校給食業務に当たってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

11番、谷口議員。

1 1 番

今、町長の方からお答えがあったんですが、まず第1点目の家畜排せつ物の処理の問題なんです。厚岸町で指針を決められているわけですけれども、今回この法律が来年の11月から本格施行になるということになっていきますと、結果的にそれまでに整備ができるのかどうなのかということが一番の問題だというふうに私は思

うんです。それで、今回この問題が非常に憂慮されるのは、どうしてもその間に整備できなかった場合はどうなっていくのかということだと思っんです。それと、町内の2農協が合併を決めているわけですけれども、これの効果が出るのかどうかと。やはり、ここまできたら厚岸町の酪農家を1戸も離農させないというような体制を、農協も含めて、そういう立場で取り組んでいただかないと困るのではないのかなというふうに思っんです。

それで、今、町長の説明では、現在までは厚岸町内ではこのふん尿の堆肥の利用状況が100%という話ですよ。十分に今までやられているのは畑に還元されているというふうに思っんですけれども、やはりそういうものがきちんと整備されていないと、家畜のふん尿は肥料として使えるものですから、やっぱり一滴のむだもなく利用するということが求められているのではないのかなというふうに思っます。ところが、残念ながら未整備な農家は、今それだけの余力を持っていないのが大きな原因ではないのかなというふうに思っんですが。

例えば今、国の方でも簡易的なシート等で対応できるのではないかというようなことも言われておりますけれども、以前に堆肥盤をきちんと整備している農家がありますよね。そういう農家があと屋根をかければ何とかなるのではないのかというふうに考えている農家もあるようでありますけれども、その堆肥盤を整備したときにはその当時の方針があつてそれでもよかつた。ところが、今回法律が適用されることによって、それに屋根をつけるとなるとまた相当額を要すると。そして、屋根だけつければいいんでないかと考えられるんですけれども、結果的にはすべてをやつた方が、現在ある堆肥盤に屋根をかけるより安く上がるというようなこともあつて、農家がどれを選択するのかということでも今大変悩んでいる状況も聞かれておりますし、それから、これが整備1年でもおくれればだめなのかどうか、それらも含めて、町として今後どのように取り組んでいかれるか、もう一度説明をお願いしたいというふうに考えております。

次に、矢臼別の砂防ダムの問題ですが、昨日おとといと連続して道新等で報道されておりますし、その1週間くらい前でしたか、私はテレビをそのときは見ることができませんでしたけれども、NHKが放送したということが言われておりましたけれども、その放送の内容はどういうものであつたのか、私は見ていませんからわからないんですけれども、大体おとといの日の道新が報道したような内容と同じよ

うなものだったのではないのかなと、いろいろな話を聞くとそういうふうに思うんですが。今回砂防ダムの問題でイトウが確認されたということが、去年の12月15日の道新が、言ってみればきっかけだったのではないのかなというふうに思うんですけども、この新聞記事が大きな話題を呼んだということだと思んですが。

今回、この矢臼別の演習場に砂防ダムを設置するという事で厚岸町の要望だったというふうに言われておりますけれども、要望事項を詳細に見てみますと、ただ砂防ダムをつくれということではないのではないのかなというふうに思うんです。調査をして、その結果どうであったのかということがやはり非常に大事なことでないのかなと。それで、今回それらの資料を公開するまでに相当の時間がかかっているんです。もう5年もたった調査内容でさえも、4年から5年たっているんです、そういう調査内容でさえも、この道新の報道記事があつて2カ月も3カ月もしないと、実際にこの資料を見ることができない。これは何のために、今情報公開が盛んに言われているさなかに、その重要な情報がだれの目にも触れることなく、そしてこう砂防ダム建設に突き進んでいってしまうというところに私は非常に危険なものを感じるんです。

厚岸町が委託を受けたと言いながらも、やはりこれは国民の税金で行うものであるし、それから今は情報を開示する、そういう時代ではないのかなというふうに思うんです。ところが、そういうものを実際開示するのに何カ月もかかると。それで、地元の町民にさえも開示をされないというのでは、全く今の環境問題だとか、厚岸町が特に強調して、環境には厚岸町は町挙げて取り組んでいくという姿勢を示しているながら、そういう重要な情報が開示されないことに対して私は非常に疑問を感じるんですが、その点についてまずどのように考えているかということをお伺いをいたします。

それから、平成10年度に行った矢臼別の調査業務委託報告書があるんですが、この結果に今回特に指摘されているイトウの生息が確認されているんです。シベリアヤツメ、フクドジョウ、イトウ、アメマス、サクラマス、エゾトミヨ、エゾハナカジカが確認されているというふうに言われていて、着目すべき種として、シベリアヤツメ、イトウ、エゾトミヨ及びキタトミヨの4種類が挙げられるというふうに言われているんですけども、キタトミヨはトライベツ川では発見されていないんです。そういうことで、これについてはレッドデータリストに載っているものだと、

そして、イトウについては絶滅危惧種の1 Bだと、それからシベリアヤツメとエゾトミヨについては準絶滅危惧種に指定されているというふうになっているんです。

それから、平成11年度の矢白別演習場障害防止対策工事別寒辺牛川水系砂防施設トライベツ川現状調査業務報告書というのがあるんですが、その総合調査結果というところに陸上植物というのがあります。ここで、陸上植物の中でカラフトダイオウ、タマミクリ、エゾナミキソウ、オオハリスゲは低地部だけで、アイカモは堆砂区域内の河川水中だけに確認されていると。これら5種については、砂防ダム建設工事の影響が懸念されると。そして、工事堆砂区域の出現によりその生育環境が喪失することになるため、移植等による保全対策が必要と考えられると。それで、カラフトダイオウというのはこれは貴重植物なんです。絶滅危惧種の1 Aですから、イトウ以上に大事な草なんです。それから、タマミクリだとかエゾナミキソウは絶滅危惧の2類あるいは1 B類というふうに指定されている、そういうものであって、これに対する対策をきちんととらなければならないというようなことが言われているわけです。

それで、今回こういう環境調査の結果が出てきたことに対して町はどう対応したのか。例えば、そういう専門機関にこれらについてきちんとどうしていくのか、水産試験場だとか、あるいは試験研究機関だとか、そういうところにそれらの保存あるいは対応をどうすればいいのかということに対して問い合わせ等はしたのかどうか、そして、もししているのであれば、どういう結果がそこから得られているのか、お伺いをしたいというふうに考えます。

その次に、砂防ダムの問題であります。砂防ダムは、いろいろな形態があると思います。それで、今回でき上がった砂防ダムについて、大変な疑問の声が寄せられているわけです。それで、現在も砂防ダムは要するにコンクリートで一方向的に固め切っているわけです。これが砂防ダムですけれども、この砂防ダムのここに丸、穴があいていますけれども、ここから水が流れるようになっているんです。そして、この四角いのが魚道の穴ではないのかなと。これは去年7月に私たちが視察に行ったときに撮った写真なんですけれども、こういう構造になっていると。

そして、この写真大きくしたからちょっとはっきりしませんけれども、この上流と下流それぞれ70メートルか80メートルくらいに川幅をすごく、無理やり2メートルの川を80メートルに広げているんですが、これをするによって、専門家は

変危惧をしているわけです。今まで狭い川を自由に、狭い川というかトライベツが持っている川幅で自由に魚が行き来できたのが、今度は川幅が一気に80メートルにも広がっていますから、そうするとその魚がどの道を通っていいのかわからなくなると。それから魚道と今、水を流している穴がありますよね、これによって結果的には魚は魚道にたどり着けないのではないのかなという心配をされているんです。

普通の貯水用のダムであれば、水はそこからしか流れませんが、この砂防ダムについては穴がいっぱいあるわけです。そこを魚が遡上することはできない仕組みになっているわけです。何だかんだ魚道を通らなきゃならない、ところがあの構造からすると、この砂防ダムを魚が自由に行き来する、そういう構造にはなっていないのではないかとということに対して非常に懸念の声が広がっているわけです。それと、やはりこの構築物自体が非常に異様なものであるというふうに、だれが見ても思うのではないのかなというふうに思うんです。

そして、これは今現在まだ土砂が幾らか堆積しているかどうかはわかりませんが、きっとほとんどまだ堆積していないのではないのかなということで、もしこれがその辺にある治山施設で、今町内でもたくさんありますよね、末広あたりに行っても、こんなところに沼があったのかというふうなものもありますけれども、ああいうふうにこれがもし満水になったら、この上流部と下流部の環境はもう全く遮断されてしまうと、変わったものになってしまうということだと思っんです。そういうことに対する非常に危惧をする。

それから、砂防ダムによって、今までは順調に流れていたものが今度は流れなくなると、抑えられてしまう。それによって、川岸がえぐられてしまうとか、いろいろな逆効果が出てきたり、あるいは湿地が乾燥してしまうというような懸念もされているわけです。それらについてはやはり非常に多くの方々がか心配をされているし、今回この演習場の上流部、フッポーシ川と西フッポーシ川でずっと国道付近だと思っんですけれども、そちらで確認をされているということを含めて、先ほど町長が今後調査を進めていくんだということなんですが、その調査はどのようなことを考えているのか、もっと具体的に期間だとか人員だとか、そういうものも含めて説明をお願いしたいと。

それで、それらの結果を今度は町長は検討委員会を設置するというふうにおっしゃっておられましたけれども、この検討委員会のメンバー等はどういう人たちが含

まれていくのか、それについても説明をお願いしたいというふうに考えます。

それで、要するにこの事業が何か昨日の道新の町長の話を見ますと、今まで何か不透明だから今度は透明にやるんだというふうに見てとれるんですけども、やっぱり問題があればこれ自体取りやめるということも必要ではないのかなと。それからトライベツ川に今つくられているダムについても改善をすると、その魚が自由に行き来できるようなスリット化も進めていくということも大事ではないのかなというふうに考えますけれども、これらについてどのように考えているかお伺いをいたします。

次に、矢白別演習場の演習内容なんですが、演習も何回もやっていますとだんだん、別に事故もないし、いいのではないのかなというふうなふうに思う人もたくさん出てくるようになっていきます。しかしながら、今非常に国際情勢も緊迫している、そういう状況だというふうに思うんです。もうイラク問題がいつどうなるのかということ非常に多くの方が心配をしている状況にあるのではないのかなというふうに思います。そういう中で、やはりアメリカの海兵隊は戦地に真っ先に乗り込んでいくと、そういう部隊ですから、それなりの訓練を常時行っている部隊ではないのかなというふうに思います。

去年、9月12日に公開されたときに私も参加したんですけども、そのときにはりゅう弾砲以外の各種の火器も一緒に展示されておりまして、いろいろなものが結果的に持ち込まれていて、沖縄と同質同量、県道104号越えの実弾砲撃訓練だけがこちらに来たのではないんだなということを改めて見せつけられたんですが、去年の9月26日の北海道新聞にこういう記事が載っております。空中炸裂弾訓練というのがあります。これは、監視活動をしている人たちが9月22日に発見したものですけれども、それまでに見たこともない爆弾が空中で炸裂をしたということなんです。それで、これは道新に載っていたのと同じものです。こういう形で見えたそうでありまして。煙が空中で爆発して下の方に噴き出す、この爆弾が何を目的に矢白別で使われているのかということなんです。そういうことに対して、やはり非常に道新の記事によると新型の照明弾ではないのかというようなことも言われておりますけれども、夜にはやられていないんです。ですから、このように放射状に広がる爆弾が矢白別で使われたということに対しては、やはり町としてもどういふものであったのか、きちんと把握するような対応が必要ではないのかなと、黙ってやらせ

ていればいいというものではないのではないのかなと、異変があればそれなりに対応をする、そういうことが大事ではないのかなというふうに思います。

それから、矢臼別の演習場の各ゲートに設置をされているということなんですが、これはこの矢臼別の演習場のゲートに今監視テレビを設置しようとして、ここまで進んでいるものなんです。電柱が立っていて、もうケーブルは敷かれていて、この上にあとはカメラを設置すればいいというものなんです、これは今回の受け入れ条件だとか、それからあるいは砂防関連も含めてこういう事業を進めるということほどどこにも盛られていないものなんです。それで、結果的にはこれは住民を監視するものでないのかなと、内側に向いていないで外側に向いているんです。そういうことを考えると、私は本当に開かれた自衛隊だとか国民のための自衛隊だとか、そういうものではなくて国民を絶えず監視するような、今監視の時代になってしまっていると。非常に町を歩いても監視をされるような、そういう時代ですから、非常にこういうものの設置に不安を覚えるんです。

私の調べた範囲では、別海町4カ所、厚岸1カ所となっていたんですが、これでは別海が2カ所になってしまうのかなと、国境4差路をどっちで見るとのことですから、そういうことになってきているなというふうに思うんですが、やはりこういうものは本来住民を監視する、そういう施設はつくるべきではないのではないのかなというふうに思うんですが、それらについてももう一度説明をお願いします。

そして、これについて管理はどこが行うというふうに聞いているか、もう一度お尋ねをいたします。

食中毒事件についてであります、今説明をいただきましたけれども、教育委員会の方はこの間は行政報告もされておりました。それで、それについては私は今後もその方向で取り進めていっていただきたいなというふうに考えますが、緊急時の町立病院の対応についてはやはり非常に批判の声が強かったのではないのかなと、それが今も尾を引いているというふうに私は思うんです。

そこで、これはひとり町立病院が悪いのかということだと思うんです。いろいろな教育委員会だとか対策本部だとか立ち上がりましたけれども、それがきちんと町立病院と連動したものだっのかどうなのかが問題をいろいろ起こしている原因であったのではないのかなと。そして、それに見合った指揮命令系統が町立病院でな

い場合にはどう町がそれを補っていくのかと。ただ、町立病院だけが悪いように言われるのでは、町立病院もたまったものではないのではないか。先生方も看護師の方も、あるいは病院の職員の方々も、それぞれ対応に大変苦慮されたと思うんです。ところが、問題は町立病院だけにあるというふうにしてしまうのは、余りにも私は酷ではないのかなというふう思うんです。

だから、今、町長が説明されておりましたけれども、地震だとかそういう災害のマニュアルはあったけれども、こういう大量に患者が発生したときのマニュアルはなかったということなんですけれども、そういうときだからこそ、やはり町だとかあるいは保健所だとかの指導援助、そういうものが必要であったのではないのかなというふう考えるんですけれども、それらについてはどのように考えているのか。それとともに、医師の確保についてもやはり十分であったのかどうか、そういう場合にはどうするのかということも含めてやはり対策をとってほしかったなというふうに思います。

それと、やはり全体を町立病院でも見渡せるような状況をつくっておけば、ああいうことにならなかったのではないのかなと。物すごい人が込んできて、11時前後だったと思いますけれども、その時間になってもまだ救急用の玄関のドアがあいていないと、正面玄関はかぎがかかったままだったというような状況です。ですから、そういう全体を見渡せるような体制をやっぱり対策本部自体もきちんと作り上げていただかなければ対応できなかったのではないのかなというふうに思うんですが、その辺ではどのように考えているのか。

そして、今後のマニュアルの作成についてでありますけれども、これについてはめどはどういうふうと考えておられるのか、それらについて質問いたしまして、2回目の質問といたします。

町長。

数多くの再質問がございましたが、直接私に関することといたしましてありますので、まず私から砂防ダムの検討委員会について答弁をさせていただきたいと思っております。その他の問題については担当課から答弁をさせますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

北海道新聞に関しての私の検討委員会設置に関してのコメントで、事業の透明性も高まると思うということに対して、何か不透明でないのかということと反比例す

議 長
町 長

るような質問があったわけではありますが、私はそのように考えておりません。検討委員会が設置することによっていろいろな不安を取り除かせることができるのではなかろうかと、そのように考えておるわけでございまして、今後検討委員会においていろいろの議論を積み上げることによって、相互の対立の意見が、また考え方が合意を見ることができるとはではないかという、極めて私は高度な期待を持ってのコメントでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長

農政課長。

農政課長

家畜排せつ物の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

この家畜排せつ物法を来年11月をもって本格施行になるという状況にあるわけですが、現在のこのふん尿施設の整備率につきましては、平成14年度末で68%という状況になるわけですが、この率については管内的にも一番整備が進んでいるという状況にあるわけですが、今後まだ未整備の農家については現在のところはっきり決まっているのが10戸、これについては畜産再編総合整備事業、それから畜環リースという事業を充てまして整備をしようというふうに計画が決まっているわけでありまして。

残りの未整備、20戸ほど出てくるわけですが、これにつきましては現在農家としては、どういう方法が一番自分の処理施設に適切に合っているかということと現在模索中の方が相当この中におられるという状況でありまして、また、どうしても施設がコストの面等でできないという方がおられるわけでありまして、そういった方には簡易的な方法でも対応ができるというふうに言われておりますので、今後農協とも連携をしながら、きちっと整備できるような形で対応をしていきたいというふうに考えております。

また、この合併後の整備につきまして、農協として一貫とした指導ができるようになってきているわけでありまして、それぞれの農家に合った形での整備を積極的に指導をしていくように、連携をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、利用の関係でありますけれども、これまではきちっと100%草地に還元はできております。さらにこういった整備が進むことによって取り扱いやすくなるということもございまして、きちっとした形で利用が可能ではないかというふうに考えております。

それから、既存施設等の活用によるコストの低い形での方法についても、やはり金をかけないでやるという部分については、これは農家の悩みでありますので、そういうことについても指導をしていきたいというふうに考えております。

それで、最終的にどうしても法施行に間に合わなかったという状況になったときには、これはやはり法律でございますので罰則規定もありますし、北海道知事から改善命令、こういったものに従わなかったときには最終的には勧告を受けて、命令をされて、それでもだめであれば罰金ということになろうかというふうに思いますが、そういったことにつながらないように農協との連携も深めながら、完全に当面要るものだけは整備をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

建設課長。

私の方から砂防ダムの関係について答弁させていただきます。

まず1点目の、昨年暮れ、新聞報道から始まって大変大きな問題になってきております。これらにとっての調査結果の交渉関係、当然議会や何かの中では議決事項の分については一応お知らせしてはいますけれども、詳しい内容等については従来厚岸町の情報公開条例の中でやはり非開示情報という形の扱いの中で、7条の第2項第4号という形の中で、国の委託を受けてやった財産、これは国と協議した上でという形になっていましたので、今までは従来ここまではいいけれどもという形の中で、できれば出さないでくれという形で国の方からちょっと言われておまして、いろいろ当然町が発注しているわけですからいつまでもそういう状況にならないし、国の方に働きかけて今回そういうものについては一応公表していいですという形の中でお知らせしたと。非常におくれたという形の中で質問がありましたけれども、当然そういう経過があつて、資料を開示していくことがおくれたことをまずおわび、おわびというかそういう形で国との信頼関係という形の中でお出ししていなかったという形でご理解をいただきたいと思っております。

ただ、今後に向けては当然それらに対応すべきものというのは、どんどんある程度開示しながら、必要なものは開示しながら協議していきたいと、そういうふうに考えております。

次に、調査関係の関係で、イトウ問題もしかりでございますけれども、シベリアヤツメウナギとさまざまな希少動物があります。その調査結果関係でございますが、

議 長
建設課長

当然私どもは把握しておりまして、その中において当然イトウは遡河性の魚であると、魚道を整備すればと、ただその魚道もイトウの場合なかなか事例がないという形の中では、生態そのものもよくわからないという形の中では、当面今つくっているものは秋サケとかサケをベースにした魚道を整備しております。それ以外の小さいものについては、さらに小さいところの魚道を登っていくという形の中で配慮しているという形の考え方でございます。それから、植物の関係ではカラフトダイオウ等のことも言っておりますが、それらについては当然その当該地区、ある程度広く分布していますので、基本的には移植等を考えた方がいいんじゃないかという話もございましたけれども、ちょっとあらゆる箇所にあるんで、そこについては移植を考えないで施工したと。

したがいまして、調査結果そのものは成果を評価しながらも、他関係機関というか試験研究機関のところに照会したのかという形に対しては、その時点ではしていないと。今回、こういうクローズアップされた問題に対して、やはり確かに規則的には現在環境アセス法に対象になるわけでないし、そういうものではないと言いつながら、やはり環境に配慮したという形の中では今後そういうこともきちんとやっっていこうという形の中で、今回検討委員会を設けながら、その問題も含めて進めていくという形になろうかと思えます。

次に、砂防ダムの形態という形で、今あるのはコンクリートの重力式のダムでございまして、当然魚道の方の付近については水深は深くなっております。ただ、導水路とか含めて、今質問者が言われたとおり、魚や何かというのは平らだけでなくある程度水路というのが深くなっていますから、そういう深さが必要でないのかなという形も一応言われております。ただ、魚道の出入り口のところは深くになっていますけれども、今後含めて、これら先ほど1回目の答弁で言わせていただいたように魚道の機能効果調査、これらを検証した上で今後検討されていかなければならないという形で考えてございます。

したがいまして、最後にスリットダムという形の中では、大きな石や何かをとめる分にはスリットでもいいんですけれども、小さな石や何かはとまらないという形の中ではスリットの効果等メリット、デメリットいろいろございます。これらについても今後検討委員会の中の意見、そういうものを踏まえながら検討されていかなければならないと、改善も当然その中には入るという形では考えております。

それと、砂防ダムの検討委員会のメンバーはという形では、今具体的にまだ示されておられません。検討委員会を立ち上げてやっていくという方向が示されて、どのくらいのメンバーで地域の声をどう吸い上げたらいいのかという形も含めて、具体的にはまだ決まっておりませんので、決まり次第ご報告していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 私の方からは、矢白別演習場におきます訓練の関係についてお答え申し上げたいと思っております。

まず、訓練の中身の関係でございますけれども、先ほど町長申しましたように、米海兵隊の関係につきましては町長が答弁しましたような経過をたどった中での把握になっておりますし、なお訓練が入りました後につきましては、現地に札幌防衛施設局の現地対策本部が設けられてございます。こちらの方から日々訓練があるか、訓練の有無、それから訓練の終了というようなことでファクスで情報をいただいているというのが状況でございます。

それから、ご案内のとおり、自衛隊の演習、実弾砲撃訓練につきましては訓練開始前に通知がまいりまして、何月何日から何日まで、時間帯はこのくらい、どういった砲種の訓練を行うかというような情報の提供がされているわけでございます。これをもちまして、住民等にもお知らせをいたしているというのが実態でございます。訓練の中身につきましては、従前の訓練が実施されているものという認識を持ってございます。

それから、ゲートへの監視カメラの関係でございます。地元で要望していないということでございまして、これはおっしゃるとおり具体的にこのカメラをここに設置してくれというような地元での要望はございません。ただ、防衛施設局の方に問い合わせた際の目的の中には、米海兵隊の訓練所移転にかかわりまして安全に万全を期してほしいという抽象的な言い方でございますけれども、こういった地元の要望を踏まえまして防衛施設局の判断の中で設置がされたというふうにお伺いしておりますし、この設置の目的につきましては、先ほど町長が答弁しておりますとおり、場内への出入り、こういった部分での安全を確保するために設けるんだというふうにお伺いしておりますし、我々もそのような認識であります。

それから、もう1点の食中毒にかかわる体制という部分で、全般的な中でのご質

間でございましたので私の方からもお答え申し上げたいと思いますけれども。ご指摘につきましては、もっと全庁的な連動の中でやるべきでなかったのかと、こういうご指摘でございます。実は、厚岸町の中におきましても防災計画がございまして、この中にも救急救護の特殊災害に対応する計画というものがございました。ただ、この中身というのが大きな事故、例えば交通事故で大きな多数の傷病者が発生したもの、こういうような対応という中身のものでもございまして、実は今回のように食中毒、病院にどんどん時間の経過とともに押し寄せるというようなものを想定した内容のものではございませんでした。

そこで、私どもの方といたしましても、現在町立病院いわゆる現場においてどこまで独自可能なのか、こういうものも十分つかまなければなりませんでしょうし、現状の体制の中でできる部分、それからやはりできなくて応援を求めなければならない部分、この辺をきちっと押さえた中で全体的ないわゆる応援体制、外部への協力体制、こういったものをつくり上げることが必要かなと、このように私も考えております。ただ、現在病院では、こういったような形の中で多数の患者さんが訪れたときどう対応していくのかという部分でのマニュアルづくりが進められることになっておりますので、こうした内容が固まってまいってきました時点で、私どもも全庁的な対応マニュアルを調整してつくり上げてまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議 長
病 院
事 務 長

病院事務長。

ただいまご質問いただきました食中毒にかかわる病院の対応の問題でございましてけれども、ご質問者が言うとおりの、このたびの中毒の関係につきましては大変町民の皆さんには多大なご迷惑をかけたわけでございます。なかなか過去にもこのような多数が押し寄せた事故はないこともあったわけでございますけれども、いずれにいたしましても、先ほどご答弁申し上げましたように防災計画に基づく病院の入院患者等のマニュアルはあるわけでございますけれども、この多数押し寄せるような対応できるようなきめ細かなマニュアルは不備の状況の中にあつたわけでございます。

いずれにいたしましても、今回厳しいご意見をいただいておりますので、それを教訓といたしまして今マニュアル作成に取り組んでいるところでございます。特に横の連絡の問題、また各部署での対応の問題、また患者や家族に対する情報の提供

の問題とか、また来院される駐車場の問題、いろいろのご指摘がございました。これをやはり総合的に網羅した体制づくりのマニュアルを作成していきたいと、こう考えております。特に、やはり一番、先ほど医師の確保についてはどうかということでございますけれども、たまたまこのたびの事故のときは5名のお医者さんがいたわけで、対応できたかなと思いますけれども、やはりふだんでありますと一、二名の医師の体制でございますので、やはりこれもマニュアルの中で町内のお医者さん、また釧路医師会のお医者さんに支援をいただくような、そういうマニュアルづくりもしていきたいなど、こう考えております。

いずれにいたしましても、今回の教訓をもとに万全を期するような患者対応できるマニュアルを作成したいと考えています。

この作成のめどということでございますけれども、一日でも早く、やはりいつまたこういうことが起こるとも限らないわけでございますから、早目に、できれば年度内でも作成に向けて対応していきたいなど、こう考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長 昼食のため休憩いたします。

(「いやいや答えてないのがあるんだ」の声あり)

議長 答弁漏れあるの、総務課長。

(「いやいや、それと調査をどうすんのか」の声あり)

議長 建設課長。

建設課長 今後の調査関係でございますけれども、具体的な形でのものとそれからスリット型という形ですけれども、トライベツ川砂防ダムの改善という形ですよね。最後の段階でスリット型ダムという形で提言ありましたけれども、トライベツ川の砂防ダムは既に重力式のものでできていますから、それらについては……

(「それはいいの」の声あり)

建設課長 それと、ただ調査の内容そのものについては基本的にもっと具体的にという形で言われていましたね。それで、それについてはまだ大まかなものを、予算なんかでは言われているけれども、その程度の魚道機能調査であるとか水質調査であるとか、そういうマクロでしかまだないものですから、そういう形で説明がちょっと足りなかったと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 | 私の方からは、監視カメラのいわゆる管理主体の質問だったかと思いますがけれども、管理につきましてはマクロで言いますと当然自衛隊の中で行われるわけでございますけれども、ただ、その部門がどこで、どこに監視センターができるのかというところまでの把握につきましては、ちょっと把握しておりませんでしたので、これは問い合わせ等に応じてもらえるのかどうかという部分も含めまして時間をいただきたいなというふうに思います。

議 長 | 昼食のため休憩いたします。 休憩時刻 12時13分

議 長 | 本会議を再開いたします。 再開時刻 13時20分
午前に引き続き、谷口議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。
建設課長。

建設課長 | 質問内容を十分把握できず答弁漏れがありまして、まことに申しわけございませんでした。

具体的に調査内容と第三者機関による検討委員会との流れ等についてでございますけれども、新聞報道でもございましたけれども、平成14年度補正予算を既に計上しておりますが、その中でイトウの遡上、産卵時期というのが春先、4月から6月くらいという形になっておりますので、それに合わせた形の中で、まず産卵期に向けての魚道の機能調査、遡上調査、さらにはイトウ産卵床の調査というような形の項目、そして水質調査関係を今回は既に補正予算でございますので、今月中に業者選定、発注いたしまして、繰越明許により調査を行うという形になってございます。

平成15年予算では、さらにこの調査の継続して行うべきもの、さらには調査内容を補完的にまた行うものとか、さらには専門家による第三者機関による検討委員会を国が立ち上げる形になりますので、その検討内容いかんによっては新たな調査ということが15年度調査に行われるという形でご理解いただきたいと思いますが、15年度具体的な内容と申しますと、先ほど言いましたように検討委員会のメンバーもまだ決まっていない。委員先生方によってはその辺の考え方とかいろいろなものが変わってくると思いますので、それらの結果がまだ具体的にお示しできていない。マクロ的な言い方の調査の補完とかという形になってはおりますけれども、そういう形で取り進めていくというような形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長
11番

11番、谷口議員。

家畜排せつ物の問題については、やはり先ほども申し上げましたけれども、結果的には離農者をこれ以上出さないという方向を関係者がきちんと確認し合うということが大事ではないのかなというふうに思います。

それで、簡易なものを含めて対応されるという説明でありましたけれども、やはりそれにしてもなかなか施設整備をするということに対して大変な状況にある農家も実際にはいるわけでありますから、それらも含めてきちんと対応をお願いをしたいというふうに考えます。

砂防ダムの問題であります、先ほどからご答弁をいただいておりますけれども、この間厚岸の環境フォーラムが行われまして、当日参加されている向井先生を初め、それぞれの先生方が水辺の環境、海の環境から含めてそれぞれお話しされておりました。そういう中でやはり1回失ってしまったものを取り返すということとはできないと、そういうことで自然や野生をどう価値判断するのかという非常に重要なご意見がございましたし、あるいは演習場には直接関係はありませんけれども、イバラトミオというのが以前に発見されていて、これが後々は新しい新種としての記載がされる魚が発見されているというふうにも言われているわけです。そういうことをやはりきちんと考えなければならないし、小野先生が言っていたエコツーリズムの取り組みとか、そういうことを進めていく上でも、やはり今回この砂防ダムの問題を慎重にやっついていかないと結果として取り返しのつかないことを、厚岸町が気がつかなくても後になって2003年当時こういうことが議論されたにもかかわらずということになっては困るんです。ですから、そういうことをきちんとつかまえて調査検討をしていただきたいというふうに思います。その辺について再度ご答弁をお願いをしたいなというふうに思います。

海兵隊の訓練の問題については、やはり結果的には実情は何もつかまえていないということがはっきりしたのではないのかなと。町は要するに、もう発表をうのみにしているというだけで、それ以上のことは全く、あの中で何が行われたのか、どういうことが行われているのかを公開されたことだけを町民に知らせているというのが現状だなということがわかりました。

ただ、やはり非常にこういう時期でありますから、住民の安全だとかそういうことに対しては特に気をつけてほしいし、問題は基地の強化というふうになってきて

は困るんです。新しい爆弾の着弾施設がつくられたということももう言われておりますし、そして、こういう爆弾が破裂をするということであれば、やはり今後それらがどういう影響を及ぼすのかを含めて町としてきちんと問い合わせ等をしていくことが大事ではないのかなというふうに思いますけれども、その辺についてもう一度お尋ねをいたします。

最後の食中毒の問題ですけれども、もう終わってしまったことだからしょうがないというふうになるんでしょうけれども、結果的には、要するに指揮命令系統がはっきりしなかったということが一番の大きな問題ではないのかなというふうに思うんです。そして、そういうことに対して例えば病院の方から町の方にどういうさらなる手を打ってほしいだとか、講じてほしいだとか、人員の要請だとか、そういうものはあったんでしょうか。例えば、以前にその町立病院に勤務されていた方もたくさんいるわけでしょう。そうすると、私もたまたまあの場にちょっと行ってみたいですと、入っていても仕事を何をしたらいいのかわからないというような声も、戻ってきた人の話を聞いているとあるんです。ですから、そういうのがきちんとされていたのかどうなのか、その辺は町もそうですし、保健所なんかもどういう対応をなさいたということがされたのかどうなのか。

それから、時間での資料をいただいているんですけれども、9時半にパニック状態になって、それから職員を招集かけるわけでしょう。そうすると、9時ごろから慌ただしさが増していくわけですけれども、そういう状況が例えば教育委員会の方では受診をなさいたと言っておきながら、町長部局の方にはそういう連絡がどのように入って、そしてそれが病院とどういうふうにお互いにコンタクトを取り合ってきたのか。だから、ただ行きなさいでは、やっぱり来られた方はパニックになるというふうに思うんです。その辺ではどうだったのか、そういうことをやはりきちんと反省してみる必要があるんじゃないのかなというふうに思うんです。

だから、前に次の日の朝にはもう職員がだれもいなくてというような話をされましたけれども、こういうことをやるともう相当大変であったと、ここまで緊張を持続するということは病院だけではできたのかどうなのかということも、やっぱり少し考えてみる必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですが、それらについてどうであったのか、それらを含めて今後どのようにしようとしているのか、もう一度お伺いをいたします。

議 長
町 長

町長。

お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、砂防ダムの関係でございますが、先ほど来から答弁ありましたとおり、今後町民の不安を取り除くために国においても、国といたしますのは防衛施設局におきましても環境調査並びに効果調査も行うことに相なっております。また、先ほどから議論ありますとおり検討委員会も設置予定をいたしておるわけでございます。これらの組織また調査等を通じながら、町民に不安のないような砂防ダムの適切な対策を講じていかなければならない、かように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

さらにはまた、米海兵隊の問題であります、これは毎議会質問を受けるわけですが、私といたしましても町民に不安がないように、国にさらに要望をしてまいりたいと、かように考えますのでご理解を賜りたいと存じます。

さらにはまた、食中毒の関係であります、指揮系統がなっていなかったのではなかろうと、この点につきましては率直に私も対策本部長を設置した責任者として反省をいたしております。さらにはまた翌日から、お話しございましたとおり職員の中にもかつては町立病院の勤務経験者がいるわけございまして、その方々も総動員をしながら町立病院における対応をさせた経緯もございしますので、これについてもよろしくご理解を賜りたいと思うわけであります。

なおまた、保健所との連携の問題であります、今回の食中毒におきましては本当に釧路保健所にはお世話に相なりました。食中毒が発症いたしましてから、その日、真夜中、釧路保健所の職員も飛んでまいりました。厚岸の対策本部とともに連携を密にしながら、保健所の指示のもとで対策本部としても対応をさせていただいたわけでもございます。

また、教育委員会と病院との関係であります、これは担当から答弁をさせますのでご理解賜りたいと存じます。

議 長
農政課長

農政課長。

家畜ふん尿の関係でございますけれども、農家がこの施設の整備によって負担が重くなって離農につながらないというような形をそれぞれの農家意向に沿った、そして使用形態に沿った、そういった施設の整備をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長
教 育 長

教育長。

当日の対応についてでございますけれども、教育委員会といたしましてはあの状況の中で校長会役員あるいは大きな学校の校長等との協議によって招集をかけたわけですが、そのことと現実の病院体制を同時に強化していくという上での協議というか体制が現実にはとれなくておくれたんではないのかなと。そこら辺の中に今回の私どもも問題点があったと、かように感じております。

議 長
病 院 事 務 長

病院事務長。

病院の対応の関係でございますけれども、指揮命令系統の不備と申しましうか、病院内部自体もやはりこの中毒発生にかかわる体制づくりがきちんとした指揮命令系統が整備されていなかった、これは大きな今後の課題としているところでございます。

また、病院からの要請はどうだかということでございますけれども、正直に申し上げまして、その24日の時点ではそういう対応がなされていなかったということで、その後町関係者の経験者等の支援をいただいておりますけれども、一番ピーク時においては即要請ができなかった状況にもあります。

保健所の関係でございますけれども、保健所にはこちらがそういう中毒らしき患者が病院に来院された時点で、ある程度医師とも協議された中で早目に保健所へ連絡をいたしまして、保健所の方も早速対応していただきまして、保健所の方とはスムーズにいろいろな面でこの件については進められてきたのかなと、そういうことでありますし、今後ともやはり保健所とは密接な連携をとっていきたいなと、こう思っております。

また、先ほども2回目のご質問がありましたように、やはり今回いろいろな町民の方からも厳しいご指摘、意見もいただいておりますし、内部でも反省をしております。その中でもやはり各課に対してのいろいろ指摘、反省点もいただいております。それも踏まえて、やはり万全を期せるようなマニュアルづくりを進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長

以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、16番、音喜多議員の一般質問を行います。

16番、音喜多議員。

1 6 番

平成15年第1回定例会に当たり、今任期最後の、そして最後の質問者として町政

執行の最高責任者であります町長に、役場職員として地域あるいは社会的価値ある活動をされる職員に対しどのように受けとめ、考えておられるのか、その一端をお伺いする次第でございます。

まず初めに、今年度の町長の町政執行方針を読ませていただきました。その内容からは、財政的に困難な時代、町政執行上町民との協働関係を強調されているというふうにかがえます。その意味では、町民に呼びかけている町が町民にそっぽを向いた状態だったり、あるいは自分は関係ないなどというそういうマイナスイメージを持たれていたのでは、本当の意味でのこれからの時代のまちづくりには難しいのではないかと考える次第でございます。

そこで、まず第1段階として、役場の職員が地域活動に積極的あるいは非協力的な姿があったとしたならば、その者にどう評価されているのか、使用者の立場いわゆる会社の社長という立場から見て、その感想を率直にお聞かせいただきたいというふうに住じます。

企業は人なりという言葉があります。職員も競争率の高い選考された中から採用され、自信に満ちているものというふうに思いますが、人の使い方あるいは職員の評価の仕方で大きく違ってくるというふうに思います。勤務時間帯から一步離れた地域へ足を入れている職員をどのように評価しているのか、その扱いはどうあるのか、そこを伺いたいというふうに思います。

また、3つ目には、組織内部にはなかなか自分の評価はしにくいものではないのかなというふうに住じます。町民の皆さんが役場の職員をどのような評価をしていると思うか、そのイメージ、その物差しの尺度があるとするならばどのようにはかかっていらっしゃるのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

同じ町内に住む者にしてみれば、役場職員の皆さんは地域の模範的な存在の一員であり、私どもよりすぐれた指導者であるというふうには私は考えます。また、その期待も多く持つておるとは思いますが、地域の構成員としてはその期待にこたえていただきたいと思いますが、そのあるべき姿にどう指導されておりますか、その辺を伺いたいと。

最後になりますが、いずれにせよこれからの時代、指導的立場にある役場職員の皆さんが、みずから地域に溶け込んでリードをしていただかなければならないというふうに住じます。町が地域づくりとの関係にどう考えているかお伺いし、第1回

議 長
町 長

目の質問とさせていただきます。

町長。

16番、音喜多議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の職員の地域活動に協力的、非協力的な姿にどう評価しているかというお尋ねでございます。

現在、厚岸町内には全地域に全体で33の自治会が組織されており、それぞれ地域特性に応じたさまざまな活動が進められております。住民相互の触れ合いを通じ、地域社会の連帯意識を深め、自主的な活動が活発に展開されることは、これまでのまちづくりに欠くことのできない要因であり、その地域に暮らす皆さんの積極的なかかわりが大切であると思っております。町の職員も地域の一住民であり、他の住民と同様にみずからの積極的な参加によって住みよいコミュニティ社会の形成に努めてほしいと願っておりますし、私は常々職員に対して、積極的に町民の中に入って行って対話や相談をすることに臆病にならず、町民との信頼関係の構築に励むようにしております。

職員の自治会活動へのかかわりにつきましてはさまざまな形があろうかと思いますが、市街地の自治会の中には、役員構成の35%以上を町職員が占めているところもありますし、全般的には何らかのかかわりを持っている例も多く見られており、そのような姿を見るにつけうれしく感じております。

次に、2点目の職員評価にこの分野の扱いはあるのかとの質問でございますが、地方公務員としての評価につきましては、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念するというサービスの根本原則に基づき、仕事の実績、成果やそれに至る態度、意欲、さらには能力を評価することとなります。勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い、職務に従事しているかが評価に当たっての前提であり、職務を離れての自治会活動は直接的には評価の対象になり得ないと考えております。

次に、3点目の町民が役場職員をどう評価していると思うかについてでございますが、私は町民の皆さんから厚岸町役場の職員は本当によく働いてくれるという評価をもっともっとたくさんいただけるようになってほしいと思っております。これは、個人の無理難題を解決してあげればよいということではありません。私たちが置かれている状況を町民の皆さんにもよく理解していただいた上で、全庁的な視野で何

をどこまでやるのか熟慮し、町民の皆さんとともにまちづくりをしていくことが肝要であると考えております。この考えは職員に申し伝えておりますし、お役所仕事だなどと職員の批判がある一方で、役場の職員は変わったというよい評価の声も多くいただいてきており、職員意識の変革のあらわれだと感じております。

次に、4点目の、職員も地域構成員としてどうあるべきかという質問であります。が、さきに触れたとおり、職員も地域に生きる一員であることには変わらず、地域の方々とともに、みずからの住みよい地域づくりに励んでいただきたいと思っております。また、これは自治会活動にとらわれませんが、職員が有している知識や情報を住民に提供し、地域社会における問題解決の過程にかかわることを期待しております。

最後に、今後の行政推進からより一層の協働が必要ではないかとのことではありますが、私は、かねてより町民との協働によるまちづくりを挙げております。今、分権時代を迎え協働型社会の形成を目指した展開が叫ばれておりますが、行政が住民に対してあくまでも温情的であった時代も、住民が行政に対して依存的であった時代も終わりを告げ、行政と住民がともに自治を担う主体として自立し、持てる力を出し合って、安心して暮らせる地域をつくっていくことが求められています。地方公務員にあつては、住民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する人間であることが望まれています。一方、町民に対しては何をどこまで行政にさせるのか、みずからの力でできることは何かにより問われる時代であります。それぞれ持つ役割と協力のあり方を、町民の皆さんと一緒に再度見つめ直しながら、ともに汗を流す協働のまちづくりを模索していきたいと思っております。

以上でございます。

16番、音喜多議員。

大変、町の職員を前にしてタブー視されるような質問をさせていただいて恐縮に存じますが、私は今、町長が言われた言葉を信じ、ぜひそれを形にしてほしいという気持ちでいっぱいでございます。

既に、新聞報道等を見ていらっしゃると思います。こういう時代というか、この財政厳しいときに道新等のシリーズもので、やっぱり住民の感情からするとこのようにしたのはだれなんだという、それが住民の一部の気持ちが象徴されているのではないのかなというふうにも思っております。そういった表現の仕方は私は正当で

議長
16番

ないのかもしれませんが、そのことは町政に携わる私どももまた、執行者である町長もその責任の一端があったのではないのかなというふうに思います。

しかしながら、一番町の人方にしてみれば、身近な地域活動や役場の職員によるいわゆるスポーツ活動あるいは青少年育成活動など、いろいろな分野で結構やっただけに思っています、しかし、やっている者とやっていない者とが極端な差があるするならば、やはりそのところはきちんとみんな平等と言いながらも、やはり何らかの見方というか、そういうものは役場の中にもあってしかるべきなのかなというふうに思います。

1つの企業であれば、成果としてはそれはもう、今経済性あるいは商売っ気のない企業というのではないはずでございまして。そういう意味では、役場の中は今言われたようにお役所仕事ということが代表的な言い方されていますけれども、しかし、町としても、あるいは自治体としても、そういう民間企業のそういった模範あるいは活力を求めて、そういう運営の仕方をしなきゃいけないのではないかとされているとするならば、やはり私は職員の労力あるいはそういった地域とのかかわりというものは大事ではないのかなというふうに特に感じます。

そこで、こういったことに対して町の職員を管理する立場というか、総務課になるのか職員係になるのか、その辺のところについて今私が指摘したようなものの物差しと申しますか、そういう評価制度というんですか、そういったものがあるのか、あるいはそういった訓練とか指導とか学習会とか、そういう職員養成の立場からそういったものがあるのかどうなのか、私はそこにかぎがかかってくるのではないのかなというふうに思います。まず、基本的には言葉だけで終わって、今回も私が質問が終わればそれで終わってしまうのかどうか分かりません。しかし、そういったものはきちんと筋の通ったものが、町としてはこういう指導をしている、あるいは、こう町に溶け込んでもらっている施策を起こしているということがあればお示しいただきたいというふうに思います。

それから、私が初めて議員になったときに仁木町にお邪魔させていただいて、どうしても忘れられないことがありました。もう既に私は今期任期が終われば16年がたちますが、そのときに町の総務課長さんが若い方でしたがひげを生やしておりまして、町長が説明することには今、町で1つのイベントをやるんだと。そのイベントの中の一員として総務課長がそれに入るの、そのイベントの中にひげが必要な

んだと、そういう人物像をつくるのに、それでひげを生やさせているから申しわけないけれどもその辺をご理解賜りたいと、これが職員の地域に溶け込んだ姿なのかなど。

それをずっと見てきているんですが、なかなか厚岸町の中でもそういう地域のイベント等で積極的な方もいれば逃げ回る方もいらっしゃるやに聞いていますし、いろいろなことが話としては聞きます。だれもこの話はしたくないと思うんですが、やはりこれからの、しつこいようですが、まちづくりとなると、一般の国家公務員とちょっと違いまして地域に住んでいる公務員はイコール住民と直結しているわけです。そういう意味では、私どもと平等に肩を並べてそれなりのお互いに一つの物事をつくり上げていく、まちづくりをしていくという気持ちで、町から指導してあとはあなたたちがやれということではなくて、そのまちづくりには金をかけて施設をつくるまちづくりもあるだろうが、いろいろな心の通ったというか、地域同士が通える、そういうまちづくりも私は必要ではないのかなというふうに感じて、この2点について再度町長の方から考え方があればお示しをいただきたいなというふうに思います。

議 長 総務課長。

総務課長 お答え申し上げたいと思います。

職員と地域のかかわりの基本的な考え方につきましては、先ほど1回目の町長の答弁の中で申しておりますとおりでございまして、質問議員さんの方でもおっしゃったように平等に肩を並べて地域の中で活動していく姿と、こういうものは当然求められていくものだと思いますし、そういったことによって地域の発展があるものと、私もそのように考えております。

それから、その中で物差しがあるのかというお話でございますけれども、基本的な考え方として、職員の評価につきましてはやはり勤務にどう従事していったかというのがやはり評価の形になってまいります。勤務時間外のいわゆるプライベートのときにおきます過ごし方というのは、基本的には個々の考え方によるであろうというふうに考えます。ただし、やはりこの余暇、これについては地域活動に積極的にかかわる過ごし方をしてほしいという思いは持っておりますし、町長もかねてからそういった住民とのつながりの中で溶け込んでほしいというような意向は伝えてございます。

ただし、職員によってもそれぞれの持っている職務等もございます。中には、参加したくてもどうしても公務の優先の中でそういった時間がぶつかった中で参加ができないと、そういうような問題もありますし、逆に余りにも深く、特殊な例になりますでしょうけれども、深くかかわり過ぎますと、逆にほかの町民から何かいわゆる特別な扱いをしているんじゃないかというような誤解を招くというような逆の面もあります。

ただし、いずれにいたしましてもそこに一住民として積極的にかかわっていくというような姿というのは、これは当然のこととございまして、いろいろな研修等の中、外来講習の中でも、やはり職員の意識の中でこういった住民とのかかわり合い、こういったものについてはこれからのまちづくりを進めていく上では欠くことのできないものと位置づけられた中での研修もさせていただいておりますので、こういった中で個々のかかわりの姿というのは変わってくるかもしれませんが、私どもの方としてはそういうような中で積極的に地域にかかわってほしいと、そういうような思いでおります。

議 長

16番、音喜多議員。

16番

余りぐだぐた言いたくもございませんし、大体わかってくれたのかなというふうに思います。

ただ、問題は、私どもから見て地域活動というか自治会活動はさることながら、いわゆる子供たちにスポーツを教えているとか、柔剣道を教えているとか、あるいは青少年健全育成に指導的役割を果たしているとか、それも役場の職員の中にはいらっしゃるね。そういう姿を見ていると、地域としては非常に子供たちを引っ張っていってくれる、あるいはそういったこれからの子供たちを支えていただいてくれるという、それが時間外で自分の趣味の延長線上にあるかもしれませんが、そういう生かし方をぜひこれからも手を差し伸べるといのか、町としても積極的に考えていただきたいなというふうに思うわけです。

当然、メインはまちづくりということになれば、そこに町からの発信だけではなくて、住民も地域の皆さんも一緒に動かせるスクラムの中に入っていただきたいというのが、私はそうしなければならないだろうと思うんです。いつまでも私役場の立場でという、役場の職員だから参加できないとか、あるいはそれに協力できないとかということになると、結局地域の皆さんは特別な扱いにしてしまうと

いうか、最初からもう話の中に入れさせないでしまおうとか、そういう状況も聞きま
すし、そういうことはたくさん私も正直言って見てきています。

そうではなくて、やはりそのところは賢明な役場職員ですから、その辺はたくさ
ん言わなくても知っているかと思うんですが、やはり私は最終的には首長の考え方
というか、指導力がそこに問われてまちづくり、イコール地域との結びつきがつな
がってくるなというふうに感じてならないわけですし、ぜひこの時代というか、こ
ういう厳しい時代になれば率先して引っ張っていただきたいというふうに思いまし
て、最後の質問にさせていただきたいというふうに思います。

町長。

再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今は地方分権時代でございます。こういう時代における自治会あるいは町内会の
果たす役割と使命、ますますと大きくなってきております。そういう中で、自治会、
町内会といいますのはご承知のとおり世帯が加入すると、個人ではありませんが。
しかしながら、そういう重要な今日の役割のある自治会、町内会である中で、これ
また職員の果たす責任も私も極めて大きい、そのように考えております。役場だけ
で仕事をしていけばいいんだ、それがまちづくりだというものではないと思ってお
ります。いつ、いかなる場合においても、一住民としての責任を果たすというのは、
一般町民よりも役場職員が大きいわけであります。そういう意味において、強制は
できませんけれども、積極的に参加をし、地域の方々と常に協働のまちづくりを進
めていく、これが最も私は町長のみならず役場職員一人一人がそうでなければなら
ないのでなかろうと、かように考えておるわけであります。

さらにはまた、今の時代、先ほどご指摘がございました役場も経営だと、私は全
くそのとおり考えております。やはり、町職員の意識改革の中で経営感覚を持つと
いうことも大事な今の時代でございます。今後とも、私も今まではもう2年町長を
やってきましたけれども、やはり全職員を対象とする対話、さらにはまた課長会議、
管理職会議においては常に、役場職員は変わらないといけない、やはり時代に乗り
おなくてはならない、それと同時にまず大事なのは町民と役場職員の信頼関係が大
事であるということを訴えてきておるわけでございまして、今日は大変意義ある極
めて役場職員にとっては重要なご意見を承ったわけでありますので、今後とも町長
として役場職員がどうあるべきか、常に念頭に置きながら町長としても役場職員を

議 長
町 長

議 長	<p>指導してまいりたい、かように思いますのでご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、本定例会に通告のありました7名の議員の一般質問を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案第21号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。</p> <p>職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>建設課長。</p>
建設課長	<p>ただいま上程いただきました議案第21号 損害賠償の額を定めることについて、提案内容の説明をいたします。</p> <p>自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定、これは法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて議会の議決を得なければならず、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>内容についてであります。1、相手方、北見市東相内町23番地、有限会社緑翔工業です。2、事故の概要ですが、平成15年1月6日、午前9時20分ころ、太田地区の町道大田2号道路を除雪業務で公用車建設重機を運転中に、厚岸町太田五の通17番1地先の道道厚岸標茶線交差点において一時停止をし、前進したところ標茶方向からの直進車両にきづくのが遅かったため、町有車両側面と衝突したものであります。</p> <p>なお、過失割合は、町が90パーセントであります。また、町有建設重機には、2名が乗車し相手方の車両には、3名乗車しておりましたが、人身被害はございませんでした。</p> <p>3、損害賠償額は、金47万9,560円也です。交通安全運動を推進する厚岸町が、さらには、日ごろ安全運転を警鐘している建設課運転技術者がこのような事故を起こし、まことに申しわけございません。今後より一層安全運転に心がけるよう指導の徹底を図ってまいりたいと思いますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>3番、田宮議員。</p>
3 番	<p>平成14年度で職員が起こした交通事故というのは一体何件になるんですか、賠償額は幾らになるんですか。</p>

議長 建設課長。

建設課長 14年度の案件としては3件でございます、損害賠償の額は103万8,833円でございます。

議長 3番、田宮議員。

3番 平成14年度は3件ですか。毎回の議会のたびに出ているでしょう。3件なんかで済むわけないでしょう。

議長 建設課長。

建設課長 14年度は前回9月15日に起こした1件、これはあみかの方の職員の関係の1件、さらには今回1月6日と1月10日の2件、合わせて3件、14年度は3件となります。

議長 3番、田宮議員。

3番 14年度の議会に提案したのは3件しかなかったですか。ほかになかった、総務課長どうですか。そんなことだけで3回終わってしまうかな。

議長 暫時休憩いたします。 休憩時刻14時09分

議長 再開いたします。 再開時刻14時14分

建設課長 建設課長。

建設課長 14年度においては3件でございます。

議長 3番、田宮議員。

3番 きちんと事実を確認しないで質問しましたけれども、3件と、13年度は4件だそうですね。この2年間で7件あったと。起こした月、それから議会にかかってくる月とずれていくものですから、何か毎回あったような気がしたわけですが、どっちにしても事故が起きるたびに同じような答弁があるんです。この辺、さっき職員の問題が出ておりましたけれども、やっぱり町民の皆さんに範を示すという必要もあるわけです。この際、やっぱり職員にきちんとした注意を喚起して、事故が起きないようにそういう厳しい対応をするべきだと。しかも、ほとんど90%、100%ですよ。その辺でお考えをお伺いしたいということでもあります。

議長 町長。

町長 お答えをさせていただきます。

本年は3件ということではありますが、件数の問題でないと思っております。少な

ければいいというわけにはいきません。やはり厚岸町役場職員として町民の範を示すべき立場にあるわけでございます。常々交通事故等については十分に気をつけるように指導しておりましたけれども、さらに今ご意見がありましたとおり職員に徹底をさせるために指導してまいりたい、かように思いますのでご理解賜りたいと存じます。

議 長 他にございませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第4、議案第22号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 ただいま上程いただきました議案第22号 損害賠償の額を定めることについて、
提案内容の説明をいたします。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定、これは法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて議会の議決を得なければならず、議会の議決を求めるものであります。

内容についてであります。1、相手方、厚岸町字港町 107番地2、西恵美子さんです。2、事故の概要ですが、平成15年1月10日、午後3時55分ころ、真栄地区の町道真栄三条通を除雪業務で公用車建設重機を運転中に、厚岸町字真栄町三条65番2地先の路上において、路上駐車をしていた左側車両後部に衝突したものであります。

なお、過失割合は町が100%であります。また、さらに町有建設重機には2名が乗車し、相手方の車両乗用車にはだれも乗車しておらず、人身被害はございませんでした。

3、損害賠償額は金43万 8,543円です。

先ほども申しましたが、交通安全を推進する厚岸町が、さらには日ごろ安全運転を警鐘している建設課運転技術者がこのような事故を起こし、まことに申しわけございません。今後、より一層安全運転に心がけるよう指導の徹底を図ってまいりたいと思いますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これより質疑を行います。

10番、室崎議員。

先ほどの職員の注意の徹底については議論がありましたので、今そのことをもう一度言うのではございません。

ただ、これを見ますと路上に駐車していた除雪業務中の事故なんですね。違法駐車であろうと何であろうと、駐車しているものにぶつけた場合にはこちらが悪いわけですから、その点でどうこうという話でもないんです。ただ、どうなのでしょう、除雪業務の際の路上駐車というのは非常に業務の障害になると思うんですが、それは現実には相当多いものなんでしょうか。この件がどうなのかはちょっとわかりませんので、ちょっとこれに触れてということで広がり過ぎて申しわけないんですが、議長、お許しいただきたい。

建設課長。

路上駐車の関係は、冬期除雪業務の妨げになるという形の中では、広報「あつけし」や何かを通じても周知しているんですけども、現実的にはかなりの路上駐車があって、除雪が後手に回ったりなんかという形はあります。

10番、室崎議員。

こういうような事故の原因にもなりかねませんし、もちろんきちんとした除雪ができないという意味で多くの方も迷惑いたします。それで、今のご答弁はありますというところで終わっているんですが、ありますというだけではやっぱりうまくないわけですね。ですから、どのようにしてそういうものを少しでも少なくしていくかということについて、やはり広報で流しておいたからいいんだということにはならないと思うんです。そういう点について、なお一層のきちんとした扱いをしてほしいんです。それから、場合によっては、違法駐車に関しては徹底した取り締まりを警察にお願いするとかということも、これもまた必要だと思えます。

繰り返しますが、だからといって事故を起こしたことの言いわけになることでは

ありませんけれども、こういう点もまた除雪を行う場合においての、それから違法駐車とか路上に除雪作業が来ている中で駐車している中に子供が入っていたりすると、これはもう非常に大きな事故につながりかねない場合も考えられますので、決して単に除雪作業の邪魔になる、ならないというような種類だけの話でもないんです、これは現実には。全道的な例で言うと、そういうことから死亡事故が起きた例もありますので、そういう点についてはもう少し徹底を強くしていただきたいと、そういうふうにするわけですが、いかがでしょうか。

議 長

建設課長。

建設課長

確かに除雪会議、さらには広報「あつけし」を通じて路上駐車は非常に除雪作業の妨げになるという形の中で、各地区自治会の方においても除雪計画の配付のときにも説明はしてございますけれども、除雪会議さらにはそういう文書でもお願いしているんですけども、なかなか徹底されていない。ただ、今後当然警察とも相談はしているんですけども、現実的には青空駐車もなかなかなくなるという状況になってきていますので、ただ、いずれにしても今質問者が言われたとおり次の2次災害でという形も当然考えられるという形の中では、今後の除雪対策の中でさらに地域の方々の協力、どういう形で周知して理解を得られるかどうかを含めて、さらに徹底してまいりたいと、そんなふうを考えていますのでご理解いただきたいと。

議 長

他にございませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長

日程第5、議案第23号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

ただいま上程いただきました議案第23号 損害賠償の額を定めることについて、提出の理由をご説明申し上げます。

このことについて、故松舘博和氏が平成11年7月29日に、術後腹腔内出血で死亡したのは手術を担当した医師がドレーンの留置を怠り、また術後、担当医全員が飲食のため外出し、患者の術後管理を怠ったことによるものであるとして、平成13年8月31日付をもって釧路中央裁判所に対し、故松舘博和氏の遺族6名により厚岸町に対し1億5,091万8,366円の損害賠償を求める訴訟が提起されたことであります。

この損害賠償請求事件について、平成13年9月26日に木ノ元綜合法律事務所、木ノ元直樹弁護士を訴訟代理人として選任し、原告の請求棄却を求め、平成13年11月6日の第1回口頭弁論以降延べ10回にわたり裁判が行われてきたところでありますが、平成14年12月17日開催の裁判におきまして、民事訴訟法第89条、これは和解の試みであります、の規定による和解勧告が提案されまして、その後に和解条項案が提示されました。

和解条項案の内容につきましては、和解金として7,200万円が提案されたところであります。和解金7,200万円に至る経緯につきましては、平成14年3月11日の第3回口頭弁論で裁判所から、和解金については手術による腹腔内出血による死亡、術後の管理対応のおくれがあったとして1億382万1,000円の和解案が双方に提案されたところであります。当町におきましても、弁護士、病院運営委員会で協議検討し、裁判長が平成14年4月4日に交代され、新裁判構成体の中で第4回口頭弁論が行われました。その中で、当町としては故松舘氏の年収評価、褐色細胞腫の医学的評価等により5,000万円で和解に応じたい旨回答したところでありますが、原告は9,000万円を譲れないということで訴訟継続となったところでございます。

その後、4回にわたる口頭弁論が行われ、平成14年12月17日の第9回口頭弁論におきまして裁判所から、和解については故松舘氏の将来的な収入を考慮し、慰謝料を含め9,000万円とし、それに褐色細胞腫が悪性か良性か病理的な問題や今後健康人として生涯全うできるかの部分を考慮いたしまして7,200万円、9,000万円の8割でございます、の和解金が提示されました。

この和解条項案の内容を、町立病院及び当病院の運営委員会で種々検討いたしました結果、術後管理体制の不備、不適切など、当院の過失責任は免れないものとして判断し、金額等の内容も妥当と認めざるを得ず、本和解案に同意することにいた

しましたので、この損害賠償額を定めるために本案を提案するものであります。

なお、当該和解につきましては、本案議決いただきました後に開催されます次回裁判において原告が受諾するとの意向であり、この受諾をもって成立するものでありますし、全額損害保険をもって補填されることになっております。

以上の内容につきまして、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、本議案の参考といたしまして、5ページに釧路中央裁判所から示されました和解条項案を添付させていただいておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、町長からの行政報告のとおり、町民の生命と健康を守るべき町立病院においてこのような不祥事が4年前に発生したことについて、ご遺族を初め、町民の皆さんに対してまことに申しわけなく、二度とこのようなことがないように、再発防止と信頼回復に町立病院一丸となって取り組んでまいらる覚悟でございます。

3ページの内容でございます。1の相手方であります。厚岸町若竹町一丁目11番地、松館友恵、厚岸町若竹町一丁目11番地、松館楓、厚岸町若竹町一丁目11番地、松館もみじ、厚岸町字門静52番地13、平田忍、厚岸町字門静52番地13、平田唯、厚岸町字門静52番地13、平田浩介。

2の事件名であります。釧路中央裁判所、平成13年（ワ）第80号、損害賠償請求事件。

3、事件の概要であります。平成11年7月29日、松館博和（当時40歳）が町立厚岸病院において開腹手術を受け死亡した事故について、相手から町を被告として平成13年8月31日、釧路中央裁判所に損害賠償を請求する訴えが提起されていた。

4であります。損害賠償の額、釧路中央裁判所の和解勧告に従い7,200万円とするものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

3番、田宮議員。

3番 裁判所が提示した和解条項案の4番目に、被告は原告らに対し故松館博和氏を救

命することができなかつたことに遺憾の意を表するとともに云々と、こういうふうにあります。町民の命と健康を守る町立病院が、結局松館氏の命を救えなかつたということは、私はやはり大きな問題であるというふうに思うんです。

よく考えてみますと、医療事故は今や日常茶飯事のように起きております。問題は、病院自体が内部に調査検討委員会などを設置して原因の究明を図ると同時に、二度とこういう医療事故が起きない措置をどのようにとっていくのかということがもっと明確にされるべきではなかつたのかなど。そういう点では、必ずしも適切な措置がとられたというふうにはなっていないのではないかとこのように思うんです。

例えば、これから医療事故については100%起こらないということは、これは言い切れないわけでありまして、次に医療事故が起きたときにどう対応するのかということについては、やはりこれを教訓にして、そこから学んできちんとした体制を常日ごろやっぱりとすべきだというふうに思います。場合によっては第三者による調査機関などをつくって、そして適切な対応策をとるとこのこともまた必要ではないかと。それでなければ、町民の真の信頼を回復することにはならないというふうに思うんです。そういうことでご答弁をいただきたいと。

町長。

お答えをさせていただきたいと思います。

患者の生命と健康を回復するという医療機関の本来の使命から見まして、信頼を損なうようなものであり、その根絶は病院開設者として重要な責任を感じておるわけでありまして。今、お話ございましたとおり、二度とこういうことが起きてはならないことでもあります。病院開設者といたしましても、このことを重く受けとめながら、患者さんや地域住民の皆さん方が安心して、信頼して医療機関に受診できる体制をつくりたい、このように考えるわけでございます。

なおまた、亡くなられた患者さんには衷心よりお悔やみを申し上げたい、このように考えるわけでありまして。

16番、音喜多議員。

行政報告の中にあつたのかもしれませんが、1つだけお尋ねしたいというふうに思います。

いわゆる病院の先生というか、手術をされた先生にこういう結果として損害賠償を払わなきゃいけないというか、そういった先生に対する責任があつたのかどうな

のか、あったからこういう事故ったんだらうと思うんですが、それに対する責任と
うか、あるいは病院運営者として、損害金を払えばいいということだと思っている
のか、それなりの責任を感じて何らかの措置をとるのか、その辺の関係については
どのように話しされているのか伺いたいというふうに思います。

議 長

助役。

助 役

今回の賠償責任でありますけれども、担当医に対する直接的な責任の求め方とい
うことを言われているのかなというふうに理解をして答弁をさせていただきたいと
存じますけれども、本件の場合、全額が町で入っていた保険で補填されるというこ
とでございます。被告にはその過失者に求償すべき実質的な金銭的損害が存在しな
いということでありまして、原則的には実損なくして求償なしという原則から、当
時の担当医に対してはそういう措置はとらない方向で今考えております。

ただし、当時の担当医師に対する道義的責任としての懲罰というものが、これは
考えられましようけれども、現在本人は退職を既にされているということで、この
懲罰というものが不可能という状況であります。しかしながら、証人尋問過程で当
時の担当医が苦渋の陳謝文言、これを裁判で吐露しております。これらのことをし
んしゃくいたしまして、実質的な懲罰ということは不可能であるというふうに考え
ております。

以上でございます。

議 長

16番、音喜多議員。

1 6 番

もう一つははっきり言わなかったんですけれども、病院運営者というか、病院の経
営者として、その部分はどうなんですか。

議 長

町長。

町 長

質問は、多分開設者としての責任問題かなという取り方をしたんですが、よろし
ゅうございますか。

開設者であります町長といたしましては、先ほど田宮議員のご質問にお答えいた
したとおり、責任を重く痛感をいたしております。二度とこのような事故を起こさ
ないように町立病院挙げてその体制に取り組んでまいりたい、かように考えており
ます。

議 長

10番、室崎議員。

1 0 番

法的な責任の問題についてはただいまの論議でよくわかりますが、実は病院運営

委員会の中でも、当時の担当医、特にここにおいて、これは和解ですから最終的に事実関係が確定されておりませんですね、争いのある部分については。そうすると、相手方は、いわゆる術後処置を怠ったと主張しているし、こちら側はそれを否定していますよね。その両方がそのまま生きてしまうわけです。そして、今回医療過誤事件としてこういう形で決着を見るという形になるわけです、訴訟構造上は。ですから、事実関係についてはそれ以上は申し上げませんが、やはりその場にいた医師としての倫理的、道義的責任というのは非常に大きいと思うんです。それで、病院運営委員会でもその旨の指摘、それから医師の責任、この場合には法的も道義的も全部含めてでしょうけれども、それはどうなんだと。それから、そういう医師を派遣してきた大学側はどういうふうを考えているのかということについては出ておりましたし、住民の中にもそういう声は非常に大きいわけです。

ただいま町長は、開設者としてすべての責任をかぶって、まことに申しわけないし、お亡くなりになった方の冥福を祈るよりほかに方法ないんだということはおっしゃいました。それは、全くそのとおりだと思います。しかし、同時にこういう医師の方ではどのように厚岸町に対する態度を示しているのか、また、町長としてはその人たちの責任というものについてどういうふうに評価しているのか、その点は町民にやはりきちんと示す必要があると思いますので、その点をお答えをいただきたい。

町長。

ちょっと大きな問題でございまして、答弁調整のためにちょっと時間をおくらせたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩時刻 14時43分

本会議を再開いたします。

再開時刻 15時15分

10番、室崎議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

答弁に時間を要して申しわけなく存じます。

室崎議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

医師の責任、そして派遣大学の責任はいかなものかということでございます。

10回の裁判におきまして事実認定をしてきた結果、どうしても手術後の管理体制、

医者への対応が不備、不適切であり、町立病院と担当医の医療過誤自体を否定や払拭できないことが判明し、このような和解となるに至りました。

なすべきことを怠った当時の院長は、裁判過程で倫理的かつ道義的責任と苦渋の陳謝を吐露しており、法的にはともあれ、この不祥事の責任は医師として免れないもので、一生背負っていかなければならないものと認識しているものと考えます。さらに、当時の病院長は、派遣した医局及び本人の責任について、町長室を訪れ直接陳謝しております。私といたしましても、医局及び当時の担当医に対し遺憾の意を表し、今回の事態を重く受けとめていただくよう要請をしたところであります。医局には、このたびの事件を契機として、さらに適切な指導を行っていただくようお願いをいたしておるところでもございます。

議 長
10 番

10番、室崎議員。

くどくは申しません。決してこのことで町長さんを困らせるために言っているわけではありませんので、ただ、こういう間接的にも直接的にも関与したお医者さんの誠意ある態度を示してほしいというのは町民みんなが思っている、切に願うところでありますので、あえて申し上げた次第です。

なお、先ほどの私の答弁で、助役が保険で賄ったので実損がないという、したがって法的に賠償請求ができないんだというふう聞こえる答弁をなさったんだけど、これは法的には非常に問題があるんじゃないかと思われまます。保険で払おうがたんす預金から出して払おうがそれはこっちの勝手でありまして、7,200万円の損害賠償金を払わなければならない状態になったときに、相手方に対する請求というものは、保険だから請求権が出てこないというものではないわけですから、その点についてはご答弁の差しかえをいただきたい。

あえて申し上げるならば、この場合には町が使用者、雇う側になるわけです。そして、その医師は雇われ人なわけです。その被用者の不法行為については、これは重過失がなければ確かできないのではなかったのかな、そのあたり私もちょっと詳しくはないんですけども、そういうようなことで法的な請求ができないというならば、これはわかりますけれども、単にこの7,200万円が保険の枠の中で賄われたから請求権がないんだというふうになると、これは議会の議論がどっちも法的に間違った話で終わってしまうおそれがありますので、このあたり明確に、いわばご訂正をいただきたいなど、そういうふう思うわけですが、いかがでしょうか。

議長
助役

助役。

先ほどの私の答弁について一部適正さを欠いておりました。おわびを申し上げたいと存じますが、ただいまご指摘のとおり、不法行為の使用者責任というものについて、これは使用者として免責となる条件はないということがありまして、この和解に応ずるべきであるというふうに考えます。したがって、この和解案のとおり受けざるを得ないという判断のもとに、今回この議案を上程させていただいておりますのでご理解をいただきたいと、そのように存じます。

なお、すべて全額この 7,200万円というものが保険で賄われるというからどうのこうのという文言につきましては、被告にはその過失を求償すべき実質的な金銭損害がないということでありまして、その件に関しましては当時の担当医等に対して求償は求めないという考えでおります。

以上でございます。

10番
議長

ちょっと休憩してください。

休憩します。

休憩時刻 15時22分

議長
助役

再開します。

再開時刻 15時23分

賠償請求の部分で法的な根拠もなく、答弁を申し上げました。申しわけございません。その実損なくして求償なしということは、これは法的に根拠のないことであるということをご指摘のとおりかと思っておりますので、この部分訂正をさせていただきたいと存じます。

議長
10番

10番、室崎議員。

今の部分ですが、そんなに本質的な部分ではないので整理する意味で申し上げますが、今回は和解なんです。ですから、事実関係はこの訴訟では明確にならなかったんです。双方の相対立する主張がそのままの状態です併記されて終わりなんです、和解ですから。それで、厚岸町側としては、相手側としてはこれは医療過誤どころか放置したんだという言い方を主張していますよね、訴訟で、相手方の主張です。原告側は、いわゆる手術が終わった後ちゃんと見なかったということを行っているわけです。それから、だから債務不履行だとまで言っているわけです。それに対して、厚岸町側の主張はそうではないんだということを行っているわけです。そして、そこで対立したんです。それで、これは和解で今恐らくここで議会を通れば結審を

見るわけですか。そうすると、この和解の羈絆力はこの判決についてのみ及びます。

したがって、今度もし厚岸町がその執刀したり、あるいはその術後管理をしたりする医師に対して、とんでもない過失があったとして訴えることは、この訴訟とは全く関係のない話になるわけですから可能なんです。これは、訴訟構造上はそうなんです。しかし、現実には相手側に対してはそんなことはなかったと言いながら、今度、別の訴訟を起こして医師に対しては相手方と同じことを言うことは、これは社会生活上は許されませんよね。ですから、厚岸町は、今回この訴訟で主張したとおりの事実関係をもって終わらざるを得ないわけです。したがって、そういう状態で医師に対して過失があるんだから厚岸町に損害賠償しなさいという求償はできないというのは、これは社会生活上はつきりわかるわけです。だから、しないということでしょう。決して 7,200万円、それだけじゃないでしょう、この損害というのはいろいろ出てくると思います、拾えば。そういうものについて、何も実損がないからというような話では全くないということなんです。

したがって、法的にも請求権はあるかもしれないんです。しかし、そのことについては厚岸町は今これ以上のことはいたしませんという態度の表明でないのかと、そういうふうに私の方は今の答弁を整理して理解させていただいてよろしゅうございますか。

議 長
町 長

町長。

答弁させていただきます。

全くそのとおりでございます。過失については必ずしも明確でないわけでありませぬ。しかしながら、1人亡くなっているという責任も極めて大きいわけでありませぬ。そういうことで、過失を前提とした和解、ちょっと難しいんですが、町としては……

(「ちょっと混同してしまっ」の声あり)

町 長

そうですか、それでは過失ということは必ずしも明確でないというように、しかしながら、医療行為の経過の中で人が1人亡くなった、それについて医療機関側の責任者である町が遺族に対し 7,200万円という高額な金額を支払うということ自体が過失を前提とした和解というように考えるわけでありませぬ。

10 番

ちょっとすみません、休憩してください。申しわけありません。ちょっと私の方で言っている意味取り違えて……

議長 | 休憩します。 休憩時刻 15時28分

議長 | 再開します。 再開時刻 15時29分
町長。

町長 | 答弁させていただきます。全くそのとおりでございます。ちょっと深く入ったもの
議 長 | ですからちょっと誤解を招きましたけれども、全くそのとおりでございます。

議 長 | ほかに質問ございませんか。

(なし)

議 長 | なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 | ここで皆様にお諮りいたします。

会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直
ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | 異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程として直ちに議題と
いたします。

本日の会議録署名議員として指名しておりました19番佐齋議員が所用のため途中
退席しておりますので、新たに1番稲井議員を本日の会議録署名議員として追加指
名いたします。

議 長 | ここで、議案24号について字句の訂正の申し出がありますので、これを許します。

環境政策課長。

環境政策課長 | 大変貴重な時間をいただきます。申しわけございません。

議案書16ページをお開き願いたいと思います。議案書16ページの下から2行目、

「第28条第3項の規定により」というふうになっておりますけれども、この「第28条」を「第29条」に訂正いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

日程第6、議案第24号 厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

環境政策課長。

環境政策
課 長

ただいま上程いただきました議案第24号 厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の制定について、提案理由とその内容について説明申し上げます。

漁業や酪農など第1次産業を基幹産業とする厚岸町にとって、海や大地はその生産の基盤であり、良好な環境の保全是町民の豊かな生活の実現にとって欠くことのできないものです。また、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題においても人々の生活や産業活動がもたらす環境への負荷が原因となっていることから、それらの解決のためにも地域レベルで町、町民そして事業者のそれぞれが良好な環境の保全、維持及び創造に取り組んでいくことが重要です。

このようなことから、現在の町民はもとより将来の世代においても厚岸町の豊かな環境の恵みを楽しみ健康で文化的な生活を営むことができるよう、すべての人の参加と協働により、資源の循環と自然との共生を進め、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会の実現を目指してこの条例を制定しようとするものでございます。

この条例は、既に制定されています厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例、厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の上位条例と位置づけされるものでございます。

条例の構成は、初めに前文を置き、次に第1章、総則、第2章、環境の保全及び創造に関する基本方針等、第3章、環境の保全及び創造に関する基本的施策、第4章、厚岸町環境審議会とし、附則で施行期日や厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例の一部改正を行っております。

前文は、厚岸町の環境の概観や私たちの環境に関しての権利と責務を述べ、さらには恵まれた環境を良好な状態で未来へ引き継いでいこうという認識に立ち、参加と協働、資源の循環、人と自然の共生を基本に、持続可能な地域社会の実現を目指そうとする内容になっております。

議案書7ページをお開き願います。

第1章、総則。

第1条は目的ですが、この条例の最終目的は、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活を確保することであり、そのために基本理念を定め、町、町民、事業者の責務について明らかにし、基本的施策を掲げて、計画的に施策を推進することを規定しております。

第2条は定義ですが、この条例で用いられている用語のうち、特に説明を要するものについて定義づけを行い、第1号は環境への負荷、第2号は地球環境保全、第3号は公害ということでそれぞれ定義づけております。

第3条は基本理念ですが、良好な環境の保全、維持及び創造に関する基本理念として、その前提となる基本的認識と施策と行動の基本原則、目標を明らかにしたもので、第1項はすべての者が環境への負荷を減らし、持続可能な社会を築いていこうと、第2項は身近な自然を大切にしながら人と自然の共生を目指していこうと、第3項は公平な役割分担によって循環型の社会を構築しようとして、第4項は健康で恵み豊かな環境を維持し、将来の町民に引き継ぐことを規定しております。

第4条は町の責務ですが、環境基本法第7条の規定を受けまして、良好な環境の保全、維持及び創造に取り組む町の役割と責務についての考え方を明らかにしております。

第5条は町民の責務ですが、今日の環境問題は日常生活に伴って生じる環境への負担の集積によって発生することが多く、この解決のためには町民一人一人の取り組みが必要になっており、日常生活の中での配慮についても必要だとの認識のもと、環境への負荷の低減に努め、町の施策に協力しようということを規定しております。

第6条は事業者の責務ですが、事業活動のすべての段階において環境に配慮を行うことを責務として明らかにしております。第1項は事業者みずからの責務について、第2項は製造の段階から必要な措置をとるべきなど、第3項は広く環境保全に努めるべきことを規定しております。

第2章、環境の保全及び創造に関する基本方針等。

第7条は施策の基本方針ですが、この条例の理念の実現に向けて町が施策を講じていく上で基本となる考え方を示したもので、第1号は人の健康の保護や生活環境の保全に関すること、第2号は自然環境の保全に関すること、第3号は良好な環境

の維持、創造に関すること、第4号は廃棄物対策や地球環境保全に関することをそれぞれ規定しております。

第8条は環境基本計画ですが、環境基本計画は基本理念に基づいて環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進することにより、人々の生活を初め、さまざまな社会経済活動を支え、町の生活、文化、産業の基盤となる良好な環境を保全し、よりよい環境を未来に引き継ぐ環境優先のまちづくりを進めるための基本的な計画として策定しようとするもので、計画に掲げる事項としては環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などですが、この計画を定めるに当たっては厚岸町環境審議会の意見を聞くことはもちろん、町民や事業者の意見を反映できるようにしようとするものでございます。

第3章、環境の保全及び創造に関する基本的施策。

第9条は施策の作成等に当たっての配慮ですが、町が実施する各種の施策が広範にわたっており、それに伴う環境への影響も広範になることが考えられることから、町が施策を策定、実施するに当たっては十分に環境に配慮することを明らかにしたものでございます。

第10条は環境影響評価の措置ですが、環境影響評価については国の法律や北海道の条例で規定されておりますが、これらに該当しない事業であっても厚岸町の環境に大きな影響を与える可能性も否定できないことから、事業者みずからが環境影響評価を実施するよう町が必要な措置を講ずるという内容でございます。

第11条は規制の措置等ですが、これまでの環境施策においては重要な役割を果たしてきた規制について引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたもので、この条例が環境関連の各種条例を統括する性格を有することを示しております。

第12条は経済的措置等ですが、今日の環境問題を解決していくためには、通常の事業活動や日常生活を含めた幅広い経済社会活動を環境への負荷の少ないものにしていくことが必要であり、このために各種の助成などにより環境への負荷の低減を進めることを示しています。

第13条は環境の保全及び創造に資する施設の整備等ですが、良好な環境の保全と創出に関する公共的施設の整備を図ることを規定したものです。

第14条は廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進ですが、廃棄物の排出を抑

制し、再使用、再生利用を進め、最後に適正に処分するという循環が実現して初めて天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型の社会が可能となることから、町民及び事業者の取り組みを促進するとともに、町がみずから率先して廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進を図ることを示したものです。

第15条は環境への負荷の低減に資する製品等の利用の推進ですが、役場庁舎内で推進してきた環境に配慮した物品等の調達をより一層推進し、率先してグリーン購入の推進を図ることによって町民や事業者のグリーン購入をも促進し、身近なところから環境に配慮した取り組みの促進を図ろうとするものでございます。

第16条は多様な自然環境の保全等ですが、基本理念の1つである人と自然との共生の実現のため、恵まれた自然環境を維持し、さらには職員等による回復を行いながら、自然を壊すことなく将来の世代においても豊かな恵みを享受できる範囲で、我々の世代では最大限の利用をするという内容でございます。

それから、第17条は良好な水環境の保全等ですが、厚岸町にとって特徴的な水環境、湿原を保全しようとするもので、厚岸湖、別寒辺牛湿原に代表される自然環境に恵まれた地域であることから、水辺における水環境の保全について規定したものです。

第18条は環境と調和した農業及び漁業の促進ですが、基幹産業である酪農業や水産業が土壌や水資源などの環境資源を広範に利用して行われることから、生産段階において環境への配慮を行うことが必要である旨を規定しております。

第19条は調査等の実施ですが、環境の状況の把握や原因の究明、環境の変化が人の健康や生態系に及ぼす影響の予測など、基礎となる調査が必要であり、環境保全施策の策定に必要な調査、公害防止及び環境保全に対する監視を実施しようとするものでございます。

第20条は環境学習及び環境教育の推進等ですが、環境学習の推進や環境教育の振興について学校、家庭、地域それぞれが連携し、環境についての理解を深め、自主的に環境に配慮した生活や事業活動を行っていこうという考え方を示したものです。

第21条は自発的な活動の推進ですが、行政側の関与がなくても民間団体等が連携し、情報交換等を進めることにより環境保全活動が充実したものになるよう期待して、連携に当たっての条件整備について規定したものでございます。

第22条は情報の収集、提供及び公表ですが、町民や事業者による環境学習や民間

団体等による自主的な環境保全活動を推進していく上で、環境に関する情報などが適切に提供されることが重要であり、これらの必要な情報を適切に提供していこうとするものです。また環境の現状、講じた施策、成果と課題等について公表するというものでございます。

第23条は国及び他の地方公共団体との協力ですが、広範にわたる環境問題に適切に対処していくためには厚岸町だけでは対応が難しいものもあり、国・道・他の市町村と連携して環境保全施策を推進していこうとするものです。

第24条は地球環境保全の推進ですが、地球温暖化やオゾン層の破壊防止など地球レベルの環境問題対策が地域レベルの環境保全活動と一体であることを認識し、積極的に取り組みを進めようとするものでございます。

第25条は推進体制ですが、総合的な観点から推進や協働の体制の整備を進めようとするものでございます。

第26条は町民等の意見の反映ですが、町民参画の制度的保障の1つとして規定したものでございます。

第4章、厚岸町環境審議会。

第27条から第33条までは厚岸町環境審議会についての規定です。現在、厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例に基づき設置されている厚岸町公害等対策審議会を、本条例の制定に伴い厚岸町環境審議会として引き継ぐもので、この審議会においては現行の厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例に関する事項に限らず、広く環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査、審議を行う組織であることから、本条例に位置づけしようとするものでございます。

第27条は厚岸町環境審議会を置くという設置規定、第28条は次に掲げる事項を調査、審議するということで、所掌事項、第29条は委員数や任期などを規定した組織等、第30条は会長及び副会長に関する規定、第31条は部会に関する規定、第32条は会議の開催などに関する規定、第33条は委員への報酬等の支給に関する規定です。

議案書15ページをお開き願いたいと思います。

附則ですけれども、第1項は施行期日で、この条例は平成15年4月1日から施行するというものです。

第2項は厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例の一部改正ですが、議案第24号説明資料により説明いたします。

現行条例第14条第2項中、第37条の審議会を厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例第27条の規定に基づく厚岸町環境審議会に改めるものです。

なお、議案書でもそうですけれども、この厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例の後に括弧書きで平成15年厚岸町条例第〇号とありますが、この号番号につきましては本条例を議決いただいた後、公布の際に入れることになっております。

次に、第19条第2項から第35条までの規定中、第37条の審議会を環境審議会に改めるものです。

次に、第7章の章名を次のように改めるということで、現行の章名、公害等対策審議会を調査審議等に改めるものです。次に、37条の見出し、審議会の設置等を調査審議等に改めるものでございます。次に、第37条第1項を削り、同条第2項及び第3項中の審議会を環境審議会に改め、それぞれ1項ずつ繰り上げするという内容でございます。次に、第38条から第41条までを次のように改めるということで、第38条から第41条までを削除するものでございます。

議案書の16ページにお戻り願います。

附則の第3項、経過措置ですが、この条例施行の際、改正前の厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例第38条第1項の規定による厚岸町公害等対策審議会の委員となっている者は、この条例の第29条第3項の規定による厚岸町環境審議会の委員の委嘱を受けた者とみなし、任期は平成15年6月30日までとするものでございます。

なお、本条例につきましては、昨年7月から8月にかけて町内15カ所で開催されたまちづくり懇談会の中で、簡単な資料ではございますが作成し、それぞれ町民の皆さんへの説明をさせていただき、さらには11月21日に厚岸町公害等対策審議会に諮問し、委員の皆様には精力的に審議を重ねていただき、本年2月6日に答申を受けたもので、この答申に基づいてさらに条例案の精査等を行い、完成させていただいたところです。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議をいただき、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

これより質疑を行います。
ありませんか。

(な し)

議長

議 長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長

日程第7、議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例の制定についてから議案第28号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

ただいま上程いただきました議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、障害者福祉サービスについて本年4月1日からこれまでの措置制度が支援費制度に変わり、町が事業者として支援費制度により障害者福祉サービスを実施する事業など基本的な事項を定めるものであります。

国におきましては、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正するなどの法律が平成12年6月に成立いたしました。この法律につきましては、社会福祉事業、社会福祉法人または措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について、今後増大または多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するため見直しが行われたところであり、この社会福祉基礎構造改革の1つといたしまして、障害者福祉サービスについて利用者の立場に立った制度を構築するため、これまでの行政がサービスの受け手を特定してサービス内容を決定していた措置制度から、新たな利用の仕組みの支援費制度に本年4月から移行することになりました。

支援費制度は、障害者の自己選択と自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本といたしまして、事業者や施設との対等な関係に基づき、障害者みずからがサービスを選択し、契約により利用する仕組みとなるものでありまして、事業者や施設は行政からの受託者としてサービスを提供していたものから、サービスの提供の主体として利用者の選択に十分こたえることができるようサービスの質の向

上を図ることが求められるようになるところであります。これにより、障害者の個人としての尊厳を重視した福祉サービスの利用制度となることを目指すものであります。

初めに、お手元にお配りしております議案第25号説明資料、支援費制度の概要により基本的な仕組みについてご説明させていただきます。

①は、障害者福祉サービスの利用につきましては、必要に応じ適切なサービスの選択のための相談や支援を市町村等から受け、支援費の支給を希望する人は居住地の市町村に対し支援費の支給申請を行います。

②は、市町村は支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った人に対して支援費の支給決定を行います。

③は、支援費の支給決定を受けた人は、都道府県知事の指定を受けた指定事業所または施設との契約により障害者福祉サービスを利用します。

④は、指定事業者または施設は、契約に基づき利用者にサービスを提供します。

⑤は、障害者福祉サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は指定事業者または施設に対し、利用に要する費用のうち本人及び扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払います。

⑥と⑦は、支援費の請求と支払いであります。支援費の支払いは本来利用者に対し市町村が支給するものであります。利用者、事業者、市町村それぞれの利便に資するため、市町村は利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として指定事業者または施設に支払う代理受領方式をとることになっております。

以上が支援費制度の概要であります。

なお、支援費支給における手続等につきましては、これまで関係規則の整備を図り、昨年10月1日から支給申請の受け付けを行ってまいりましたが、本年4月1日から町が事業者として支援費制度により障害者福祉サービスを実施するに当たり、この条例により基本的な事項を定めるものであります。

恐れ入りますが、議案の17ページをお開き願います。

厚岸町指定居宅支援条例。

第1条は目的であります。支援費制度により特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター及び母子通園センターにおいて居宅サービスを実施する内容であり

ます。

第2条は定義であります。

第3条は町が行う居宅支援サービス内容であります。身体障害者デイサービス事業は老人デイサービスセンターで、身体障害者短期入所事業は特別養護老人ホームで、児童デイサービス事業は母子通園センターで行うものであります。

議案18ページの第4条は事業所の名称及び所在地であります。

第5条は事業の対象者であります。第2条で定義いたしました身体障害者及び障害児のうち、支援費の居宅支給決定を受けていることを規定した内容であります。

第6条は指定居宅支援の利用であります。利用に当たっては当該事業を行う事業所に利用の申し込みを行い契約を締結するものとする規定であります。

第7条は利用者負担額及び実費に相当する費用についての規定であります。第1項第1号は事業者として町が行う身体障害者デイサービス及び短期入所事業の利用者負担額について、第2号は児童デイサービス事業の利用者負担額について規定しておりまして、当該支給決定者及び扶養義務者から事業者として町長が徴収することができることを規定した内容であります。

なお、身体障害者福祉法第17条の4第2項第2号及び児童福祉法第21条の10第2項第2号に基づき算定した額とは、法の規定により厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において、支援費の支給決定を行った市町村長が定める基準により算定した額を言います。

議案の19ページをお開き願います。

第2項は、通常支援費の支払いは、サービスの利用に要する費用の全体から利用者負担額を差し引いた額を、市町村から指定事業者または施設に支払う代理受領式で行いますが、代理受領を行わない利用の場合の規定であります。現実には例がないのではと考えております。

第3項は、介護保険及び介護予防生活条例と同様に、食材料等にかかる実費費用について徴収することができることを規定した内容であります。

第8条は規則への委任に関する規定であります。

附則であります。この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明であります。議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

引き続き、議案第26号 厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正内容であります。ただいまご説明しました議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例の制定でお話ししたとおり、保健福祉総合センター内に設置しております母子通園センターの利用について、支援費制度に移行するための条例整備を行うものであります。

お手元にお配りしております議案第26号説明資料、厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

第4章、母子通園センターの第16条、対象者についてであります。利用の対象者について児童福祉法の規定による表現を用いたものであります。これまで知的障害、肢体不自由児、情緒障害及び言語障害等として制限列举的規定となっておりましたが、法の規定による表現となる身体に障害のある児童または知的障害のある児童に改めることにより、多岐にわたる障害の児童に対応しようとする規定であります。

第17条の利用の承認、第18条の利用の取り消し等につきましては、さきにご説明いたしました議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例の規定の中で、事業の利用に当たっての手續と契約書を取り交わすことを規定しましたので、削除するものであります。改正前の第17条、18条を削除することにより、改正後の条例番号を順次繰り上げするものであります。

恐れ入りますが、議案の20ページをお開き願います。

附則であります。この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明であります。議案第26号 厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

特別養護老人ホーム施設長。

続きまして、議案第27号 町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、ただいま議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例の一部改正の提案説明でもありましたとおり、厚岸町が事業者として障害者福祉サービスを

議 長
特 老
施 設
長

行う事業のうち、心和園において身体障害者短期入所事業を行うために本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書の21ページをお開き願います。あわせて、お手元にお配りしております議案第27号説明資料により内容をご説明させていただきます。

議案第27号 町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について、町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成15年3月26日提出、厚岸町長若狭靖。

町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例。

町立特別養護老人ホーム条例（昭和56年厚岸町条例第3号）の一部を次のように改正するものであります。

1条は設置についてであります。これまでの老人の利用を対象とした事業運営から支援費制度の導入に際し、老人だけでなく身体障害者も対象とした短期入所の受け入れを行おうとすることから、その条文の文言整理とあわせて第1条全文を改めるものであります。第1条は設置でありますけれども、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項及び第3項の規定により、次の各号に定める者を入所させ養護することを目的として特別養護老人ホーム（以下養護施設と言う）を設置する。

1号及び2号については、従来の規定として条文に規定されておりましたけれども、ここで3号として新たにこれを追加しようとするものであります。身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第4項の規定により、身体障害者短期入所に係る居宅生活支援費の支給に係る者を追加いたしまして、この対応に当たるという内容でございます。

3条の改正でございますけれども、この第1条の1号、2号、3号に係る定数を決めている内容でございますけれども、法律の名前から規定していましたが、第1条の各号にその法律名が規定しておりますので、第1条の1号、2号、3号ということで改める内容でございます。

附則であります。この条例は平成15年4月1日から施行しようというものでございます。

まことに簡単な説明ではありますけれども、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長
デ イ
施 設 長

デイサービスセンター施設長。

ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、本件に係る説明資料といたしまして、別途新旧対照表を配付してありますのでご参照をお願いします。

一部改正の内容ですが、第1条中「厚岸町在宅老人デイサービスセンター」を「厚岸町在宅老人デイセンター」に、読点を加える字句の改正です。

2点目は、第1条に第4号として、さきに議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例で説明のありました同条例の第3条第1号に身体障害者デイサービス事業を規定しておりますので、新たに身体障害者を利用の対象とする規定を追加する改正の内容であります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成15年4月1日から施行するものです。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

10番、室崎議員。

10 番

ちょっと25号と26号両方にかかるんですけれども、勘弁してください。

ここで、25号では支援費の対象となる話をしているわけです。そして26号では、これは母子通園センターの利用者についての規定ですよ。それで、いわゆる障害児の療育についてお聞きしたいんです。

法律がこういうふうに変更になりましたので、それにあわせて条例を改正しなければならないということで、早く言えば、いいも悪いもないんじゃないかというふうには思うんです。その上でお聞きするんですが、今まで、いわゆる障害児については措置で進めてきましたよね。ですから、ある意味で町が自由にできるというんですか、よりこういうふうにしようとするのできる自由裁量がしやすい部分はありましたよね、現実問題として。

それで、障害者ではなくて障害児の場合には、早期療育ということが一番、早期発見、早期療育というふうに言いますね。療育というのは、結局は予防なんです。今ならまだ間に合うと、今のうちに手を打てば健常者として将来生きていけるであろうと、だから今からこうなさいという形で進めるわけでしょう。もしほうっておけば、あるいは適当な療育を行わなければ、障害者という非常に大変な人生を送

らねばならないほうになってしまう可能性が相当に見られるけれども、今ならまだ間に合うのではないかと。あるいは、同じ障害を持ったとしても、ごく軽く済ますことができるのではないだろうかというのが療育というものの考え方だと思うんです。

25号を見ますと、その定義の中で、障害児として定義しているわけです。これは要するに障害のある児童なんです。それから、26号では、今度はそういう障害のある児童について対象とするわけです。グレーゾーンという言葉は決して褒められた言葉ではないんですし、保護者にとっても非常に歓迎される言葉ではないんですけれども、今言ったような予防というような意味からいって、そのグレーゾーンという言葉を手を上手に活用しながら今までは進めてきたんじゃないかと思うんですが、この点は今度の支援費制度が入ることによって今までのようにやっていくことが可能なんじゃないでしょうか。その点についてお聞きしたいんです。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

ご質問者のお通り、従来までのいわゆる母子通園センターの業務を引き続き行っていくという形でご理解をいただきたいというふうに思っています。

議長

10番、室崎議員。

10番

現在、母子通園センターに通っている方についてそのまま引き継ごうということはよくわかるんです。ただ、これから3カ月健診とか6カ月健診とか、生まれた新生児、乳児、幼児、そういうものに対していろいろな検査をしたり、あるいは健診を行ったりして、どうもこれは早いうちに療育を行った方がいいであろうというときに、あなたの子供さんは障害児だから、だから療育を行った方がいいですよとはこれは言えないです。そして、もし言ったとしたら、これは大変残酷な言葉になることも非常に多いわけです。

障害者の方や、あるいは障害児を持っていらっしゃる親御さんの話を伺うときに、今までで何が一番つらいときかという、自分が障害者であるという事実を自分の中に受け入れるとき、それから自分の子供が障害があるということを自分で受け入れるとき、このときが一番つらいと言うんです。特に、療育の場合にはこれは予防ですから、それでこのグレーゾーンというような言い方で、ある程度そこをあいまいにしながら、そしてなおかつ、うちの子供は障害児なんだろうかと、いやいやそうじゃないんだと、だけれども今手を打てば間に合いますよという言い方で進んで

きているんじゃないかと思うんです。それと、この支援費の体系は矛盾しないのかと、大丈夫なのかと。いやいや、こういう形で手を打つからいいんだということを教えてほしいんです。

保健福祉課長。

ご質問にありましたように、親御さんにどう早期療育についてご理解をいただくかということについては、大変技術的な問題も含めてあるというふうに思っていますし、そういう意味ではこの支援費制度になっても、1歳6カ月健診等々において、こういった状況があったときにどう理解をしていただいて早期療育に結びつけるかということにつきましては、この制度の移行にかかわらず、私どもは12月の議会の中でもお話をさせていただきましたように、やはりいろいろな面接技法の問題も含めて職員の教育をしながら、具体的にはカウンセリングの技法も取り入れながら進めなければならないだろう、そして、何よりもご質問にあったように早期発見、早期療育について一連の対応をしなければならない、そう考えましたときには、この私どもは従来からの母子通園センターの中でこういった事業が展開をしていますので、早期療育について、受けるように従来と変わらない形の中でご説明もして、いわゆる母子通園センターに通っていただく。

ただ、表向きには障害児のデイサービスという形だけがひとり歩きするようでありますから、これについては今申し上げたような形の中で、早期発見、早期療育についての理解をいただいて、従来と同様な母子通園センターの機能を引き続き展開をしてまいりたい、そのように考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

10番、室崎議員。

ちょっと質問と答弁がかみ合っていないようなので、もう一度言います。

そうしますと、支援費の制度は障害児としての認定をしなければ対象にならないわけでしょう。違うんですか。ここでもってそういう書き方に読めますけれども。そうでないんならば、そうでないということをはっきり言ってほしいんです。

それから、今度は母子通園センター事業が児童デイサービスということになるんですか。そのときに、今までと同じように療育手帳の交付もないし、認定もされなけれどもまず来てもらうという部分は残すんですか。それは、支援費の範囲内に入らなければ措置としてでもやるんですか。そのあたりをわかりやすく説明してほしいんです。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

大変申しわけございません。療育手帳や、あるいは身体障害者の手帳がなくても、まず知的の方についても療育手帳がなくてももちろん支援費を受け取ることができますし、今の障害児につきましてもその手帳があるなしにかかわらず、いわゆるお話にありましたグレーゾーンについても、この支援費の中で児童デイサービスセンターの中で療育事業が行われた場合については当然支援費の対象になるというふうになってございます。

(「認定は、今手帳の話しかしないけれども、手帳と認定かどっちかがと私言ったんですよ」の声あり)

保健福祉
課 長

認定がなくても、手帳がなくてもできるということです。従来どおりでございます。

議 長

他にございませんか。

3 番、田宮議員。

3 番

これまでに何回かお伺いをしておりますので、くどくどとお聞きをしようというふうには考えておりませんが、基本的な点だけちょっと確認をさせていただきたいと。

措置制度から支援費の制度に移行するという点で、一番心配な点は結局措置制度では国や自治体が公的な責任で事業を行ってきたと。今度は、先ほど説明にもありましたが自己決定、自己選択、こういうことで、町に申請をして、そして支援費の認定を受ける。それで受給者証をもらって、障害者本人が事業者と契約を結んでサービスを受けると、こういう仕組みになるわけですね。

1 つには、障害者自身が事業者と契約を結ぶという点で、例えば知的障害者の方などの場合には、きちんと自分の意思を表示して事業者と契約を結ぶことができるかどうかどうだろうか、非常に困難なのではないだろうか。そういう人たちが、結果的にはこの制度そのものから排除されてしまうというおそれはないだろうか。問題は、制度としてはそういう方向に移行していくんだけど、町としては障害者の方々の人権を守るという立場に立って、この支援費制度を実施していくというふうになれるのかどうなのかということが第 1 点であります。

それから、支援費や利用料負担の設定や認定審査、ケアマネジメントなどなどは、これは町が独自の裁量で決定できる、そういうかなり大幅な裁量権といいますか、

そういうものができますよね。そういう点で、それを十分に発揮して、繰り返しになりますが障害者の人権を守るということでこの支援費制度を、事業を運営していくことができるのかどうかという点についてお答えをいただきたいと。

それから、認定の問題であります。認定は厚岸町が申請を受けて認定審査をされるわけです。施設の入所者については、これから1年間従前のおり入所が認められると、新たな認定の審査は必要ないということになりますね、2年目からは必要になってくるわけでありますけれども。その認定であります、結局支援費の支給申請をして認定審査を受けて、支給の可否が決められると。サービスの支給量、いわゆるホームヘルパーの派遣時などの問題、それから支給期間や障害の程度の区分、こういうものが決定されるわけであります。

問題は、障害者が自立支援に必要なだけのサービスが支給されるかどうかというのは、この認定審査がかなめになるわけです。あなた方がどれだけ障害者の立場に立って、実態と要求を正確に反映するか、この認定の問題についてはそこにかかっているというふうに思うわけであります。障害のあらわれ方というのは一人一人極めて多様であるし、それから国が判定に当たって勘案事項として基準を示しております。しかし、結果についてはすべて厚岸町の判断になっているということで、この判定に当たって専門的知識を持った人たちによる集団的な審査、介護保険のようにケアマネジャーはいないわけです。あなた方がそれに当たると、どういう方法をとっておられるか、12月にも若干お伺いをしましたけれども、そういう体制が確立されているのかどうか、そういう点についてお伺いをします。

保健福祉課長。

1点目の契約の締結について、特に知的障害者の方が対等の立場に立って施設または事業者との契約ができるのかというご質問でありますけれども、まず、厚岸町の現状についてお話をさせていただきますけれども、知的障害者の方につきましては、施設で22名入所されております。今回の支援費の支給決定に当たってご相談いただきました在宅関係でまいりますと、知的の方のデイサービスが1名、23名程度の方が今回の支援費制度に移行するわけでありますけれども、現在のところは今ご質問があったような状況にはございませんので、きちっとした契約ができるというふうに私どもは判断しております。

ただ、これから先、この制度にのっとなって知的障害者の方が契約をしていくわけ

議 長
保健福祉
課 長

ですから、そうなってきた場合については、今ご質問のとおりの問題が生じるというふうにも実は想定をしなければなりません。そこで、国はやはり成年後見人制度を活用する、そのためには市町村がかわって裁判所に申し立てをする、あるいはそのための費用の助成制度の問題、こういった問題について私どももこれから将来にわたってはこの成年後見人制度の活用をどうしても考えなくてはいけないだろうなというふうに思っているところでありまして、これらの制度の活用についてこれから検討してまいらなければならないというふうに認識をしているところでございます。

2番目のいろいろの市町村の裁量権の問題でございました。そういう中にあるのは、やはり3つ目のご質問の支援費の支給量の決定が一番町村として大事な内容でありますし、裁量権だというふうに認識をしています。

そこで、これもまた現状についてお話をさせていただきますけれども、この4月1日の開始に向かって今月中には最終的な支給決定を行いますけれども、そのほとんどが既存の方々の利用でございまして、ここは措置制度から支援費制度へ円滑に移行するというふうに思っています。それは、現在の状況について把握をしておりますので、あとは新たなサービス対応で居宅プラスデイサービス、あるいはショートステイ、こういうものが組み合わさりますから、スムーズにその支給決定がいくというふうに思っています。

ただ、これもまた新規の方の支給決定に当たっては、12月の中でも申し上げましたけれども、こういった障害者ケアマネジメントをきちっと研修を受けた職員の養成もしてまいりますし、現在私どもには1名おりますし、改めてそういった養成を十分してまいりたいと思っておりますし、当面4月1日からは保健福祉外の専門職、理学療法士、ケアマネジャーあるいは保健師、担当者、こういったかなりのスタッフによりまして最終的な支給決定をしてまいりたいというふうに思います。

なお、こういった問題でこれから新規の方の新たな申請について、いろいろ問題が出てこないように我々としてもこういった人的な育成にも十分力を注いでまいりたいというふうに思いますし、何よりもご質問者が言われました自立する必要なサービス量を確保できますように十分な対応をしてまいりたいと、そのように考えていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長

3番、田宮議員。

この社会福祉の契約制度というのは、最初に行われたのが介護保険であります。そして、今度は支援費制度という形で障害者の方々が措置から契約に変わるというふうになったわけなんです。介護保険のときにも心配されたのが、結局本人が事業者と直接に契約をするという点でいろいろな問題が出るのではないのかなということでは言われたんです。障害者、知的障害者というふうに申し上げたのは、これは例でございます、やはり同じような問題が、特に障害者の方々では介護保険よりもさらにあるのではないかなというふうに思うわけであります。

これまでの推移を今お話をお伺いしますと、施設に入所している方が23名、これは来年以降申請を受け付けて認定をするということになるわけでありましてね。施設に入っておられる方々はそう大きな動きはないのではないかなというふうに思うんです。それ以外で居宅で申請を受けたのが9人というふうにお聞きをして、まだ大きな数ではございませんし、そんなに苦勞しなければならぬというような問題でもなくて今日に至っていると思うんです。けれども、これから先、やはりいろいろな問題が出てくるとお思いますので、そういうことについて、私言いましたように障害者の人権を守る、権利を守るというお話を、そういう観点で町がこの制度の運用を図っていただきたいということなんです。

認定について、万全の体制をとっているというふうに言われましたが、もう1回お伺いしたいのは、ケアマネジャー、それから保健師などが入って認定審査を行うというふうに言われましたけれども、では何人くらいで、もう少し具体的にお話しいただきたいというふうに思うんです。

支給量から何からそこで全部決まっていくわけですから、本人の要求が正しく反映されて、それから、施設であれば職員あるいは居宅であれば家族の意見も十分取り入れて、そして障害者のための支給量を決定するというところでなければ困ると思うんですが、その辺についてもう一度。

保健福祉課長。

特に支給決定につきましては、ご本人からのお話、もちろん私どもの方にはこれらのお聞きする勘案事項というのがございまして、7点ほどにわたって勘案事項がございまして。そういう状況の中でご本人からのお話を聞き、最終的に私どもの部内の体制といたしましては理学療法士、ケアマネジャー、担当2人、4名体制の中で合議体で認定作業をやってまいりますし、特にこれからの将来的に向かって知的的の

方の問題も出てきますし、こういった問題については専門家の意見も聞くことになっておりまして、こういう体制をとりながら万全を期してまいりたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

議 長

いいですか。

(「いいです」の声あり)

議 長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

議 長

なければ質疑を終わります。

最初に、議案第25号 厚岸町指定居宅支援条例の制定についてをお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり決しました。

次に、議案第26号 厚岸町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり決しました。

次に、議案第27号 町立特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。

次に、議案第28号 厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 | ご異議なしと認めます。
よって、議案第28号は原案のとおり決しました。

議長 | 日程第8、議案第29号 厚岸町知的障害者援護施設費用徴収条例の制定について
を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 | ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町知的障害者援護施設費用徴収条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、知的障害者福祉法の改正により、平成15年度から知的障害者の実情把握、相談及び指導、施設への入所に係る事務等が北海道から市町村に移譲されることに対応するために制定するものであります。

なお、先ほど議決いただきました議案第25号、26号、27号、28号につきましては支援費制度に対応するための条例制定と一部改正であります。本条例につきましては、支援費制度がスタートした後でも単独で支援費支給申請を期待できない障害者の介護をしている者が急に死亡し、障害者一人となり周囲からの支援も期待できない状況で緊急にサービスを必要とするような場合など、やむを得ない理由により支援費の支給を受けることが困難であると認められる場合、法律の規定により市町村が従来からの措置制度により行う際の費用徴収についてあらかじめ規定を整備する必要があることから、本条例を制定するものであります。

なお、事務の権限移譲に先立ち、北海道からの情報として過去の事例からこの条例を適用したケースはほとんどなかったと聞いております。

第1条、趣旨であります。措置に要する費用につきましては、町長が徴収することができる費用に関し必要な事項を規定するものであります。

第2条は、費用の徴収であります。第1項第1号は20歳以上の入所者、第2号は扶養義務者、第3号は20歳未満の入所者の扶養義務者、第4号は通勤寮入所者についてそれぞれ規定したものであります。

議案24ページの第3条は、徴収金の額であります。第1項は、成人被措置者にあつては別表第1の各階層により算定した額、成人措置者と未成人被措置者それぞれの扶養義務者にあつては別表第2の各階層により算定した額、通勤寮被措置者にあ

っては別表第3とする規定であります。

なお、徴収金の額とその計算方法につきましては、平成9年厚生事務次官通知、障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者措置費国庫負担金についてによるものであります。

第4条は、階層区分の認定等であります。階層区分は、毎年納入義務者の負担能力について調査を行ない、階層区分の改定を行うことができるとする規定であります。

第5条は、階層区分の変更についての規定であります。町長は、年度の中途において災害、病気、その他やむを得ない理由により納入義務者の収入または必要経費に著しい変動が生じ、徴収金を納入することが困難であると認めるときは、前条の規定により認定した各階層区分を変更することができるとする規定であります。

25ページの第6条は、徴収金の納入期限であります。

第7条は、委任に関する規定であります。

附則であります。第1項、この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。

第2項は、徴収金の減免に関する規定であります。別表第2の扶養義務者費用徴収基準について、別表第2のB、C1及びC2の階層における減免規定であります。これは、北海道において低所得者対策として昭和62年から規定を設け、過去2回にわたり改定した額であり、町といたしましても旧措置者と新措置者に格差が生じないう、この減免規定を平成15年度からの事務移譲後も引き継ぐこととし規定したものであります。

第3項は、別表第1の成人被措置者の費用徴収について、当分の間別表表中に掲げる額を上限とする規定であります。

第4項は、別表第1の扶養義務者の費用徴収について、当分の間附則表中に掲げる額を上限とする規定であります。

議案の27ページは、成人被措置者費用徴収基準であります。

議案の29ページは、扶養義務者費用徴収基準であります。

議案の31ページは、通勤寮被措置者徴収基準であります。

議案の32、33ページは、階層区分変更申請書であります。

以上、大変簡単な説明であります。議案第29号 厚岸町知的障害者援護施設費

用徴収条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第30号 厚岸町身体障害者更生援護施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町身体障害者更生援護施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

条例の改正内容であります。先ほど議決をいただきました議案第29号と同じく、身体障害者がやむを得ない理由により支援費の支給を受けることが困難であると認められる場合、法律の規定により市町村が従来からの措置制度により行う場合に適用するものであります。

なお、本条例につきましても、過去の事例からこの条例を適用するケースはほとんどないと考えております。

お手元にお配りしております議案第30号説明資料、厚岸町身体障害者更生援護施設費用徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

第1条の趣旨につきましては、法の根拠条例の変更に伴う改正であります。

第2条は、費用の徴収であります。改正前の規定は、納入義務者について明確になっていないことから、改正条例におきまして20歳以上の入所者と20歳未満の入所者の扶養義務者を定義づけし、整理した内容であります。

なお、この改正により運用上改正前の納入義務者に変更を生じるものでないことを申し添えさせていただきます。

第3条は、文言の整理であります。

恐れ入りますが、議案の35ページをお開き願います。

附則であります。この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明であります。議案第30号 厚岸町身体障害者更生援護施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第10、議案第31号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

改正内容であります。本年4月1日から宮園保育所の入所定数を現行の90人から60人に改正する内容であります。

町立宮園保育所は昭和56年度開設し、入所児童が心身ともに健全に育つことを願い保育を行ってまいりました。近年、出生率の低下から保育を要する児童が減少し、加えて平成9年に児童福祉法の改正により保護者の選択によつての入所利用方式に

改正されたことで、居住地に近い保育所から勤務地に近い保育所への入所希望がふえたことから、宮園保育所の入所児童数は開設当時の予定児童数が3歳未満児18人、3歳以上児が72人の合計90人でありましたが、ここ10年間、年度当初での入所児童数は平成7年の59人を最高に平成7年以降年々減少を続け、平成12年では40人、平成13年は37人、平成14年は35人で定数の半数にも満たない状況であります。平成15年1月現在では、2歳児7人、3歳児以上39人の合計46人が入所しております。こうした状況は、次年度においても続くものと推測されますが、定数を現在の60人に改正しても、待機児童が生じることは見込まれず、円滑な保育所への入所が妨げられるものではないと判断し、宮園保育所の定数改正について提案させていただいた次第であります。

お手元にお配りしております議案第31号説明資料、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

第2条の表に宮園保育所の定数を規定しておりますが、前段でご説明申し上げました理由により、現行定数90人を60人に改めるものであります。

恐れ入りますが、議案の36ページをお開き願います。

附則であります。この条例は平成15年4月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明であります。議案第31号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 16時52分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年3月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

署名議員